

鳥羽商船高等専門学校紀要

第40号

平成30年3月

鳥羽商船高等専門学校

鳥羽商船高等専門学校紀要目次 第40号

平成30年3月

タ イ ト ル	頁
旧薬事法66条1項にいう「記述」の意義	三重野雄太郎 1
タトゥーを彫る行為の「医行為」該当性	三重野雄太郎 9
英語四技能化入試を実施する上での注意点	鈴木 聡 17
英語教師のための古典語学習案内	鈴木 聡 23
研究活動記録	31

旧薬事法 66 条 1 項にいう「記述」の意義

三重野 雄太郎*

Meaning of “describe” in Article 66(1) of Pharmaceutical Affairs Act

Yutaro MIENO*

Abstract

In the Article 66(1) of Pharmaceutical Affairs Act, it is prohibited that man advertise, describe or circulate false or exaggerated statements regarding the name, manufacturing process, efficacy and effects or performance of pharmaceuticals. In the judgement of the so-called “Diovan Case”, the Tokyo District Court showed the interpretation of “describe” for the first time. In this article, I want to analyze the judgement of “Diovan Case”, and consider about the meaning of “describe”.

キーワード：薬事法(Pharmaceutical Affairs Act)、記事(statement)、広告(advertise)、記述(describe)、流布(circulate)

1. はじめに

高度情報化社会と言われる現代社会において、私たち消費者は、日々、様々な広告等を目にし、その情報を元に様々な商品・サービスを利用している。その意味で、こうした広告等は、私たちの消費生活において非常に重要なものとなっているが、それゆえに、消費者等が惑わされずに適切な判断ができるように、広告等の適正化がより一層求められる。とりわけ、私たちの健康に関わる商品・サービスの広告等については、そうした商品・サービスが適切に利用されるように、また、健康を害しうるような商品が流行したりするようなことのないように様々な規制がなされている。

こうした中で、私たちの健康に関わる商品やサービスについての広告等をめぐって、近時、様々な事件や動きがあった。例えば、クロレラチアシ配布差し止め請求事件の最高裁判決があったり^{注1)}、医療機関のウェブサイトを医療法による広告^{注2)}規制の対象とするための医療法の改正がなされたりしている。

また、製薬会社ノバルティスファーマのいわゆる「ディオバン」事件^{注3)}もその1つである。本件では、同社の元社員が高血圧治療薬の臨床試験に際してデータの改ざんを行い、研究者らに改ざんしたデータに基づく論文を書かせたとして、医薬品に関する虚偽ないし誇大な記事を広告・記述・流布する行為を禁じた旧薬事法^{注4)}66条1項違反の罪で起訴された。検察は、元社員の行為が旧薬事法66条1項にいう記事の「記述」に当たると主張したが、東京地裁は、これを否定し、元社員に無罪判決を言い渡した。

医薬品をめぐる広告等については、旧薬事法では、66条で医薬品等に関する虚偽または誇大な記事を広告・記述・流布すること(1項)、医薬品等に関し墮胎を暗示することやわいせつにわたる文書または図画を用いること(3項)^{注5)}が禁じられ、違反者は処罰される(85条4号)。また、政令で定めるがんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品等のうち、医師又は歯科医師の指導の下に使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、厚生労働省令で指

*一般教育科

定したうえで、それらに関する広告につき、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する等、当該医薬品又は再生医療等製品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができることとなっており（67条1項）、この規定に基づく厚生労働省令の定める制限その他の措置に違反した者は処罰される（86条15号）。さらに、68条では、未承認の医薬品等に関する広告^{注6)}が禁じられており、違反者は処罰される（85条5号）。

旧薬事法66条～68条にいう「広告」については、行政解釈^{注7)}が示されており、それによると、①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること、②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること、③一般人が認知できる状態であることの3つの要件をいずれも満たすものが広告に該当する。これらの要件は一般に「広告3要件」^{注8) 注9)}と呼ばれている。

しかしながら、同法66条1項にいう「記述」や「流布」の解釈については明確にされておらず、これまでほとんど議論はなかった。この点が問題となった裁判例も管見の限り見当たらない。

前述のディオバン事件東京地裁判決では、「記述」の解釈が問題となり、裁判所としてこれについて初めて判断が示された。

本稿では、学術論文の発表を旧薬事法66条1項で規制することの当否を検討するための前提として、そこでの「記述」の意義について、上記東京地裁判決を素材に若干の検討を試みたい。

2. ディオバン事件東京地裁判決

2・1 事実の概要

被告会社ノバルティスファーマ株式会社（以下、「ノバ社」という。）は、医薬品等の製造・販売等を業としており、被告人甲は、同社の従業員として、A大学大学院医学研究科循環器内科学に所属する医師らにより実施された臨床試験「A Study」及びそのサブ解析について、臨床データの解析等の業務に従事していた。本臨床試験は、ノバ社が製造・販売する高血圧症治療薬B剤を投与された高血圧患者のグループと他の高血圧症治療薬を投与された患者のグループとに分けて、脳卒中等心血管系の症状の抑制効果を比較するものであった。

甲は、ノバ社の業務に関し、サブ解析の結果を同社の広告資材等に用いるため、サブ解析の結果についてのデータを改ざんしたうえで「A Study」に関与する研究者らに提供し、研究者に、2度にわたり、改ざんされたデータに基づいた論文を公表させた。

ノバ社と甲は、医薬品であるB剤の効能又は効果に関し、虚偽の記事を記述したとして、旧薬事法違反の罪（ノバ社につき66条1項・85条4号・90条2号、甲につき66条1項・85条4号）で起訴され、ノバ社に罰金400万円、甲に懲役2年6月の求刑がなされた。

ノバ社と甲は、同法66条1項は、医薬品の虚偽または誇大な広告を禁止した規定であり、同項の「記事」と言えるためには、いわゆる「広告3要件」を満たす必要があるが、本件論文はこれを満たさず、同項にいう「記事」に該当しないと主張した。

2・2 判決の概要

東京地裁は、甲が臨床試験のデータを意図的に改ざんしたうえで研究者らに提供したことは事実であると認定したものの、大要以下のように判示して、甲・ノバ社とも無罪とした^{注10)}。

2・2・1 旧薬事法66条1項の規制対象

旧薬事法67条1項及び68条が、「いずれも『広告』のみを規制の対象として明示し、『記事』の『記述』や『流布』については触れていない」こと、「日常用語としての『広告』、『記述』及び『流布』がそれぞれ異なるものとして理解されていること」に鑑みると、同法66条1項は、「文理上、『記事』の『広告』に加えて、それとは区別される『記事』の『記述』及び『流布』を規制する趣旨と解される」。

また、旧薬事法の「立法過程等を踏まえると、本法66条1項の規制対象は、医薬品等の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する虚偽又は誇大な広告（広義の広告）であって、同項にいう『記事』の『広告』、『記述』及び『流布』は、いずれも広義の広告に含まれる行為の一つの態様を表現したものであると解することが妥当である」。

2・2・2 広義の広告の意義

そうすると、広義の広告の意義が問題となるが、「社会通念上の『広告』の語から考えた場合、同項が規制する広告（『記事を広告し、記述し、流布する』という行為を包括する広義の広告）は、顧客を誘引するための手段として広く世間に告知知らせることをいうと解することが素直である」ことと、旧厚生省の通知におけるいわゆる広告3要件を踏まえると、「本法66条1項の規制対象である広義の広告は、社会通念上の広告の範囲内にあるもののうち、顧客を誘引するための手段として広く世間に告知知らせる行為であり、『記事』の『広告』、『記述』及び『流布』は、それを3つの態様に書き分けたものであると解され」、「いずれも、顧客を誘引するための手段としてなされるものであることを要し、記事の対象が医薬品等であることに即していえば、その情報受領者の購入意欲（処方薬に関しては、医師の処方意欲を含む。以下同じ。）を喚起・昂進させる手段としてなされるものであることを要すると解される」。

「そのような手段としてなされたものであるか否かについては、行為者の意図や目的を探求するというのではなく」、「特定性や認知性の有無・程度をも考慮しつつ、その行為の体裁、内容等を客観的にみて、情報受領

旧薬事法 66 条 1 項にいう「記述」の意義

者の購入意欲を喚起・昂進させる手段としての性質を有するか否かによって判断すべきものと考えられる」。

2・2・3 旧薬事法 66 条 1 項の「広告」、「記述」及び「流布」の意義

「記事の『広告』」とは、「広義の広告に該当する行為の中でも、典型的な広告、すなわち、情報受領者の購入意欲を喚起・昂進させる手段としてなされるものであることが外形的にも明らかな体裁、形式で、新聞、雑誌、テレビ等のマスメディアや屋外広告物のような不特定かつ多数人による認知が可能な媒体を通じて、広く医薬品等についての情報を提供する行為がこれに当たる」。「また、記事の『記述』及び『流布』については、体裁や形式、情報伝達方法、情報の被提供者の特定性等の点から典型的な広告に当たるとはいいい難い面があるものの、商品である医薬品等について情報受領者の購入意欲を喚起・昂進させる手段としての性質を有する情報提供行為が、これらに当たる」。「記事の『記述』と『流布』との区別については、そのいずれであるかによって同項の適用上何らの差異もないことから厳密な区別は必要ではないものの、字義に照らすと、そのような情報提供行為のうち、少なくとも新聞、雑誌、ウェブサイト等に記事を掲載する行為は、記事の『記述』に当たる」。

2・2・4 本件論文の作成、投稿等の「記事」の「記述」該当性

本件論文について、広告 3 要件のうち、特定性と認知性は認められるものの、誘引性について検討すると、まず、本件論文のような学術論文は、「一般に、医学、薬学等の専門家が、その専門的知識に基づき、臨床上重要であると考えられる医薬品の有効性、安全性等に関するテーマについて、試験に基づく客観的なデータを提示するとともに、それを評価・解釈し、医療水準の向上に資するような新たな知見をまとめたものであり、これを作成して学術雑誌に投稿し、掲載してもらうという行為は、研究成果の発表行為として理解されていると考えられる」ことに加えて、「社会通念上の広告においては、医療関係者向けの雑誌に掲載される記事体広告なども含めて、広告倫理やそれを踏まえた当該媒体の広告掲載基準に反しない限りは、情報提供者が、金銭的な費用を負担することによって、情報提供の具体的内容を決め得ることが一般的である」が、「少なくとも査読を必要とする学術雑誌においては、当該学問領域の専門家による論文の評価を経て、掲載に値すると判断されて初めて掲載されるのであって、金銭的な費用を負担することによって情報提供の具体的内容を決め得るという関係にあるものではない」ので、「このような学術論文を作成して学術雑誌に投稿し、掲載してもらうという行為は、それ自体が需用者の購入意欲ないし処方意欲を喚起・昂進させる手段としての性質を有するとはいい難い」。本件論文についてもその内容

が「それらを読した医師らによる医薬品の処方等の判断に影響を与え得るものであったにせよ、その雑誌の性格や、査読を経て採択され、掲載に至ったという経緯、論文の体裁、内容等を客観的にみた場合には、上記の点で一般の学術論文の学術雑誌への掲載と異なるところはない」。

よって、「本件各論文を作成して学術雑誌に投稿し、掲載してもらった行為」は、旧薬事法 66 条 1 項所定の「『記事を...記述』したことに当たらない」。

2・3 判決の分析

東京地裁は、旧薬事法 66 条 1 項は医薬品等の名称などに関する虚偽または誇大な（広義の）広告を規制対象としていると考えるとともに、同項にいう「記事」の「広告」、「記述」及び「流布」は、いずれも広義の広告に含まれる行為の一つの態様をいうものと捉えている。ここでいう「広告」と「記述」及び「流布」の区別については、「広告」とは、情報受領者の購入意欲を喚起・昂進させる手段としてなされるものであることが外形的にも明らかな体裁、形式で、新聞、雑誌、テレビ等のマスメディアや屋外広告物のような不特定かつ多数人による認知が可能な媒体を通じて、広く医薬品等についての情報を提供する行為をいうものとし、「記述」及び「流布」については、体裁や形式、情報伝達方法、情報の被提供者の特定性等の点から典型的な広告に当たるとはいいい難い面があるものの、商品である医薬品等について情報受領者の購入意欲を喚起・昂進させる手段としての性質を有する情報提供行為がこれらに該当するとしつつ、「記述」と「流布」の区別については、厳密な区別は必要ないものの、字義に照らすと、そのような情報提供行為のうち、少なくとも新聞、雑誌、ウェブサイト等に記事を掲載する行為は、「記述」に当たるものとしている。しかし、新聞、雑誌、ウェブサイト等の記事は、媒体としては典型的な「広告」に当たるものが多いように思われる。裁判所の区別では、「広告」と「記述」の線引きがなお不明確なように思われる。

また、本判決は、「記述」や「流布」についても広告 3 要件を満たすことが必要であると解したうえで、本件学術論文は、広告 3 要件のうち、明示性と特定性は認められるものの、誘引性は認められないので、旧薬事法 66 条 1 項にいう「記事」の「記述」にあたらぬとした。この点について、東京地裁は、ノバ社が本件学術論文の公刊後、その別刷りやその内容を記載した各種プロモーション資材を作成し、多数の医師らに配布するなどしてプロモーションに利用したいという意向を有したことは認め、「本件各論文を作成して学術雑誌に投稿し、掲載してもらう行為は、医薬品の効能、効果に関する広告を行うための準備行為として、重要な役割を果たした」と判決文中で述べている。また、判決文中に、「本件各論文の内容がそれらを読した医師らによる医薬品の処方等の判断

に影響を与え得るものであったにせよ」という言い回しが見られる。これらの点からすると、誘因性が認められるようにも思われる。

しかし、裁判所は、誘引性の有無の判断については、「その行為の体裁、内容等を客観的にみて、顧客誘引のための手段としての性質を有するものであるかという客観的側面を問題にするのが相当であって、送り手側の主観としてはその認識があれば足りるものと考えられる」と述べている。さらに、学術論文を作成して査読を必要とする学術雑誌に投稿し、掲載してもらうという行為は、それ自体が需用者の購入意欲ないし処方意欲を喚起・昂進させる手段としての性質を有するとは言い難いとしている。こうした点からすると、裁判所は、行為者の主観面や本件論文の内容はさておき、学術論文を作成し、投稿するという行為が一般的・典型的に購入意欲や処方意欲を喚起・昂進させるものかどうかを重視しているように思われる。

また、裁判所は、学術論文は、「一般に、医学、薬学等の専門家が、その専門的知識に基づき、「医薬品の有効性、安全性等に関するテーマについて」、「医療水準の向上に資するような新たな知見をまとめたものであり」、これを学術雑誌に投稿し、掲載してもらうという行為は、研究成果の発表行為として理解されているとしたうえで、「社会通念上の広告においては」、「情報提供者が、金銭的な費用を負担することによって、情報提供の具体的内容を決め得ることが一般的である」が、「少なくとも査読を必要とする学術雑誌においては」、「金銭的な費用を負担することによって情報提供の具体的内容を決め得るとい関係にあるのではない」としている。こうしてみると、やはり学術論文を投稿する行為が一般的に商業主義的な性格を持つ広告とは性質が異なると裁判所は考えているように思われる。

本判決は、旧薬事法 66 条 1 項にいう「記述」、「流布」と言えるためには「広告 3 要件」を満たす必要があること、「商品である医薬品等について情報受領者の購入意欲を喚起・昂進させる手段としての性質を有する情報提供行為」が記述、流布にあたることを裁判所として初めて判示したもので、数少なく貴重な先例の 1 つとして今後の解釈の参考にならう。

3. 従来の状況

以下では、従来、コンメンタールなどで見られた旧薬事法 66 条に関する説明等を確認しておきたい。

3・1 昭和 23 年薬事法の下での状況

旧薬事法の前身の昭和 23 年薬事法 34 条 1 項には、医薬品等に関する「虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない」という規定があった。当時よ

り、この規定について、広告・記述・流布と書き分けられているにもかかわらず、「本条は虚偽又は誇大な広告を禁止する旨の規定である」¹⁾という説明が立法担当者によりなされていた。

3・2 旧薬事法の下での状況

昭和 35 年に新しい薬事法(旧薬事法)が制定され、昭和 23 年薬事法の 34 条は、旧薬事法の 66 条に引き継がれたが、その立法に関わった関係者は以下のような説明をしている。高田浩運²⁾は、旧薬事法 66 条について、昭和 23 年薬事法の 34 条と「ほぼ同趣旨である」としつつ、「本条は、医薬品等に関する虚偽又は誇大な広告を禁止する旨の規定である」。「一般国民のうちには医薬品等に関する知識に乏しく、その鑑別能力の十分でないものも少なくなく、虚偽誇大の広告でこれを惑わすときは適正な医療を阻害し、あるいは保健衛生上支障を生ずるおそれがあるので、これを禁止した」のであり、また、「第一項の広告、記述又は流布の例としては、新聞、雑誌、看板、ラジオ、テレビ等での広告、いわゆるダイレクト・メール、チラシ、パンフレット等の配布、口頭での流布等が挙げられる」と説明している²⁾。

また、牛丸義留³⁾は、『広告し、記述し、又は流布してはならない』とある表現は、旧法の規定を踏襲したものである。『記述』は主として雑誌、書籍等に記事を掲載する場合を、また、『流布』は主としてパンフレット、ちらし等を用いて宣伝する場合を意味するが、本条の解釈上、これらを厳密に区別する実益はない。ポスター、パンフレット、ちらし、看板、プラカード、アドバルーン等によるもの、新聞、雑誌、書籍その他の刊行物によるもの、放送、映写、電光によるもの等、およそ一般の人に広く知らせるための手段は、すべて本条の規定の対象になると解する³⁾と説明している。

近時のコンメンタールでも、基本的にこれらの説明を踏襲した説明がなされている⁴⁾。

こうしてみると、立法当初から旧 66 条 1 項の「広告」・「記述」・「流布」の区別はあまり意識されず、同項は広義の広告を規制するものであると考えられてきたことが分かる。

4. 検討

以下では、同項にいう「記述」の意義についていくつかの観点から検討していきたい。

4・1 「広告 3 要件」の適用可能性

前述のとおり、旧薬事法 66 条 1 項にいう「広告」とは、いわゆる「広告 3 要件」を満たすものをいうという行政解釈がある。この「広告 3 要件」は狭義の「広告」についてのみ適用され、「記述」・「流布」には適用されないのか、それとも、「記述」・「流布」も含む広義の広告に適用され

旧薬事法 66 条 1 項にいう「記述」の意義

るのかについては明らかにされていない。

果たして裁判所が考えるように、「記述」・「流布」についても「広告 3 要件」を満たす必要があるのだろうか。

まず、旧薬事法は、医薬品等の「品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行う」法律であって（同法 1 条）、その立法趣旨は、「医薬品の使用によってもたらされる国民の健康への積極・消極の種々の弊害を未然に防止しようとする点にある」⁵⁾。そうした法律の枠内で虚偽または誇大な広告等を規制する旧薬事法 66 条 1 項があり、そうした規制の存在理由が「一般国民のうちには医薬品等に関する知識に乏しく、その鑑別能力の十分でないものも少なくなく、虚偽誇大の広告でこれを惑わすときは適正な医療を阻害し、あるいは保健衛生上支障を生ずる恐れがある」^{注 13) 注 14)}点にあることを踏まえると、同項は、医薬品の信頼それ自体を保護することを目的としているというよりも、国民の健康を保護することを最終的な目的としていると言える。そうすると、国民が虚偽または誇大な情報を信じて特定の医薬品に頼りきって病院で受診しない、あるいは副作用が強いにもかかわらずそれがいいかのような広告等がなされた医薬品を用いることで副作用による健康上の害を被ることが問題なのであって、そうした危険が生ずるには当該医薬品が使用されるということが重要となろう。

そう考えると、旧薬事法 66 条 1 項の規制対象を広義の広告と捉え、「記述」・「流布」についても「広告 3 要件」を満たす必要があるとする東京地裁の考え方は妥当である。上述のように考えると、とりわけ誘引性の要件は決定的なものとなろう。

旧薬事法の立法趣旨や 66 条 1 項の存在根拠に鑑みるに、同項にいう「広告」はもとより、「記述」・「流布」に該当するためには「広告 3 要件」を満たす必要があると解すべきである^{注 15)}。

また、旧薬事法 66 条 1 項の「記述」を日常的に用いられる意味で解釈すると、例えば個人的なメールのようなものもこれに該当しかねないが、それはあまりに広汎すぎるだろう。そうしたメールの記載内容は公衆に広まるようなものではなく、医薬品の不適切な使用やそれを発端とする保健衛生上の危害には到底つながりえないものであろう。こうしたものまで場合によっては処罰対象となりかねないのはあまりにも処罰範囲が広すぎよう。

さらに、例えばある特定の製薬会社に個人的に恨みのある者がその会社の医薬品について全く効果がないなど虚偽の情報を記述・流布するなどといった行為も単純な文言解釈によると旧薬事法 66 条 1 項の規制対象となりかねないが、こうした行為は、刑法の信用棄損罪（刑法 233 条）や被害に遭った会

社と競争関係にある者については不正競争防止法上の信用棄損の問題とすれば十分対応できよう。旧薬事法の立法趣旨や同法 66 条 1 項の趣旨からするとこうした行為まで同法で規制することは予定されていないであろう。そうした意味でも、旧薬事法 66 条 1 項の「記述」については日常的に使われる意味よりも解釈を限定する必要がある、そうした点でも「記述」についても「広告 3 要件」が適用されるべきであろう。

4・2 「記述」と「広告」・「流布」の区別

前述のとおり、従来、旧薬事法 66 条 1 項にいう「広告」・「記述」・「流布」については、それらの区別があまり意識されてこなかったが、前述のとおり、67 条 1 項や 68 条のように「広告」のみを対象とする条文もあること、66 条 1 項でもあえて「広告」・「記述」・「流布」と書き分けられていることからすると、これらの区別について検討しておく必要がある。

まず、「広告」と「記述」・「流布」の区別については、前述のとおり、東京地裁は、「広告」とは、「情報受領者の購入意欲を喚起・昂進させる手段としてなされるものであることが外形的にも明らかな体裁、形式で、新聞、雑誌、テレビ等のマスメディアや屋外広告物のような不特定かつ多数人による認知が可能な媒体を通じて、広く医薬品等についての情報を提供する行為」すなわち、典型的な広告をいうものとしつつ、「記述」・「流布」は、「体裁や形式、情報伝達方法、情報の被提供者の特定性等の点から典型的な広告に当たるとはいいい難い面があるものの、商品である医薬品等について情報受領者の購入意欲を喚起・昂進させる手段としての性質を有する情報提供行為」をいうものとしている。東京地裁の判断によると、典型的な広告に当たるか否かで区別しているが、この区別は妥当であろう。しかしながら、東京地裁は、「記述」と「流布」の区別について、典型的な広告に当たらないものうち、「少なくとも新聞、雑誌、ウェブサイト等に記事を掲載する行為」が記事の「記述」に当たるとしている。しかし、こうした媒体に記事を掲載していながら典型的な広告とは言い難い場合というのは想定しにくいのではないだろうか。どのような媒体に掲載するかは、その情報提供行為の性質を決するうえで重要なものであろうから、この点は、「広告」と「記述」を区別するうえでも重要なメルクマールとなりえよう。新聞、雑誌、ウェブサイト等の記事の掲載は、基本的に「広告」に該当すると言えよう。

また、「記述」と「流布」との区別であるが、「流布」^{注 16)}とは、一般に世間に広く情報が知れ渡ることをいうのであるから、医薬品等に関する虚偽または誇大な情報を積極的に広めるような行為は「流布」、積極的に広めたとはいいい難いが何らかの媒体に記事を掲載したものが公衆の目に触れる場合は「記述」というような区別ができるのではなかろうか。

5. おわりに

以上、ディオバン事件東京地差判決を素材に、旧薬事法66条1項にいう「記述」の意義について若干の検討を加えてきた。

管見の限りでは、この点について問題となった裁判例は見受けられず、従来、ほとんど議論もなされてこなかった。控訴審の動向を含めて注目していくとともに、今後議論を進めていく必要がある。

なお、旧薬事法66条1項については、以下のような疑問がある。

旧薬事法の立法趣旨や同法66条1項の存在意義について上述のように考えると、同項は、単に医薬品に対する信頼の保護を前面に出すものではなく、あくまでも一般国民の健康を保護するものであると言える。しかし、医師や一般国民が虚偽・誇大な広告を信じ、その医薬品に頼ったからと言って、それによって即座に医師が適正な医療を施さなかったり（あるいは国民が医療を受けなかったり）して、保健衛生上の危害が生じるとは必ずしも言い難いのではないか。とりわけ、市販薬ならまだしも、処方薬については副作用が生じたり、効果がなかったりすれば医師が適切な措置を取るはずであって、抽象的危険性はあるとしても相当低いものではないだろうか。

また、医薬品という商品に対する信頼や消費者保護などといった点は、国民の健康を保護する旧薬事法の趣旨にはそぐわないし、景品表示法などの法律で対応しうる。これらの法律の棲み分けを意識し、旧薬事法・現薬機法の本来的目的・趣旨にかなった広告等の規制のあり方を模索していく必要がある。

参考文献

- 1) 中村光三：新薬事法解説（改訂増補版（5版）），p.66，（1951）
- 2) 高田浩運：薬剤師法・薬事法の解説，p.274，（1961）
- 3) 牛丸善留：薬事法詳解，p.320，（1962）
- 4) 薬事法規研究会編：逐条解説 薬事法五訂版，p.874，（2012）、翁健ほか編・鯉澤照夫執筆：医薬品医療機器等法・薬剤師法・毒劇法解説，p.531，（2015）、團野浩編：詳説薬機法第4版，p.713，（2017）
- 5) 最判昭和57年9月28日刑集36巻8号787頁

注記

- 注1) 最判平成29年1月24日LEX/DB25448403。
- 注2) なお、医療法の広告規制に関しては、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（通称「医療広告ガイドライン」）（平成19年3月30

日医政発第0330014号）が発せられている。このガイドラインでは、医療法の規制対象となる広告に該当するのは、①患者の受診等を誘引する意図があること（誘因性）、②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）、③一般人が認知できる状態にあること（認知性）の3つの要件を満たすものである。また、このガイドラインでは、「学会や専門誌等で発表される学術論文、ポスター、講演等は、社会通念上、広告と見なされることは」なく、誘因性の要件も満たさないため、「本指針上も原則として、広告に該当しないもの」として扱われるが、「ただし、学術論文等を装いつつ、不特定多数にダイレクトメールで送る等により、実際には特定の医療機関（複数の場合を含む。）に対する患者の受診等を増やすことを目的としていると認められる場合には、①の『誘因性』を有すると判断し、①～③の全ての要件を満たす場合には、広告として扱う」とこととなっている。

注3) デイオバン事件の詳細な紹介として、河内敏康・八田浩輔：偽りの薬 バルサルタン臨床試験疑惑を追う，（2014）、桑島巖：赤い罌 ディオバン臨床研究不正事件，（2016）がある。

注4) 平成25年11月の改正で、薬事法は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：「医薬品医療機器等法」）と改称されることになった。同法は、平成26年11月25日に施行されたが、広告規制に関連する条文の内容は、条文番号も変わらず、新法に引き継がれている。なお、この改正については、薬事医療法制研究会編：早わかり改正薬事法のポイント，（2014）参照。

注5) これは、保健衛生上の危害の防止のためというよりも犯罪を予防するために設けられたものである（平野龍一ほか編・大久保隆志：注解特別刑法第5-I巻 医事・薬事編（1）第2版，p.38，（1992））。

注6) 68条の未承認の医薬品等に関する広告の禁止については、「承認前においては、果して申請内容がそのとおり承認されるか否かは全く不明であり、承認前の広告は承認内容のいかんにより虚偽又は誇大な広告になるおそれが多分にあるので、これを未然に防止するために設けられたのが本条である」という説明がなされている（牛丸：前掲3），p.330）。

注7) 平成10年9月29日医薬監第148号厚生省医薬安全局監視指導課長通知「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」

注8) 横浜地判平成25年5月10日裁判所HPでは、旧薬事法68条の「広告」該当性の判断に際して、「広告3要件」を基準としている。また、イレッサ訴訟大阪地裁判決（大阪地判平成23年2月25日裁判所HP）でも、旧薬事法66条1項や68条の「広告」該当性の判断に際して、この「広告3要件」が基準として使われ、控訴審（大阪

旧薬事法 66 条 1 項にいう「記述」の意義

高判平成 24 年 5 月 25 日訟務月報 58 卷 3 号 740 頁)でもその判断が支持されている(ただしこれは民事裁判である)。なお、イレッサ事件については、全国薬害被害者団体連絡協議会が製薬会社を旧薬事法 66 条 1 項および 68 条違反の罪について刑事告発したが、検察庁の問い合わせに対して、厚生労働省が、医師の対談の形式をとったプロモーション資材について、広告ではないと回答したため不起訴になった(鈴木利廣ほか編・水口真寿美執筆:医薬品の安全性と法, p.268, (2015) 参照)。

注 9) 「広告 3 要件」の定義の下では、医学論文の配布や雑誌記事、学会等における情報提供等の形態による製薬会社のプロモーション活動は、必ずしも「広告」とは把握されず、規制が及ばないことを問題視し、薬事法上の広告規制の不備であるとする見解もある。(秋元奈穂子:医薬品の安全性のための法システム—情報をめぐる規律の発展, p.349 (2016)) また、医薬品の名称を登録させない受診推奨広告や疾病啓発型広告については、商品名が明示されていないため、「広告 3 要件」の下では「広告」に該当せず、規制の対象とならないことを問題視する見解もある(鈴木利廣ほか編, 後藤真紀子執筆:医薬品の安全性と法, pp.148-150, (2015))。

注 10) 東京地判平成 29 年 3 月 16 日裁判所 HP。本判決の紹介として、匿名記事:「ロー・フォーラム裁判と争点臨床研究データ改ざんで東京地裁が無罪判決 論文を薬事法の『広告』と認めず」法学セミナー (750 号), p.10, (2017) がある。また、橋本基弘:「営利広告規制と情報パターンリズム」法学新報 (124 卷 7・8 号), p.78, (2017) でも本判決に言及されている。なお、本件は、検察側から控訴され、東京高裁に係属中である(平成 30 年 3 月現在)。

注 11) 旧薬事法の国会審議に厚生省薬剤局長として出席した。

注 12) 旧薬事法成立当時の厚生省薬務局長である。

注 13) 高田:前掲 2), p.275。なお、平成 14 年 3 月 28 日医薬発第 0328009 号「医薬品等適正広告基準について」(昭和 55 年 10 月 9 日薬発第 1339 号の改正)においても、「医薬品等による保健衛生上の危害を防止するため、医薬品等の広告については、その内容が虚偽誇大にわたらないようにするとともに、その適正を期するため、従来薬事法および医薬品等適正広告基準等によって指導取締りが行われてきたところである」との記載がある。ちなみに、本通知は、平成 29 年 9 月 29 日薬生発 0929 第 4 号で全面的に改正された。

注 14) イレッサ訴訟大阪地裁判決(大阪地判平成 23 年 2 月 25 日裁判所 HP)も「薬事法 66 条が虚偽又は誇大な広告を禁止した趣旨は、医薬品等による保健衛生上の危害を防止するためであると解され」としている。

注 15) ちなみに、健康増進法 31 条では、「食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするとき」に、「健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事

項」について「著しく事実と相違する表示」または「著しく人を誤認させるような表示」をすることが禁止されている。これに違反した者については、内閣総理大臣または都道府県知事が当該表示に関し必要な措置を取るよう勧告することがあり(同法 32 条 1 項)、正当な理由なく勧告に従わない場合は「その勧告に係る措置をとる」よう命令が発せられることがある(同法 32 条 2 項)。この命令に従わない場合には処罰される(同法 36 条の 2)。同法 31 条にいう「広告その他の表示」の定義は、「顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示」あり、個々の表示がこれに該当するか否かは、「チラシや CM といった形態のみならず、その内容や表示方法にも着目する必要がある」とする通知がある。

(「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針」(平成 15 年 8 月 29 日薬食発第 0829007 号、最終改正平成 28 年 3 月 31 日消表対第 512 号)「表示」と「記述」とで文言は違うが、これは、旧薬事法 66 条 1 項の解釈においても参考になると思われる。

また、食品衛生法は、「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的」とし(同法 1 条)、「食品、添加物、器具又は容器包装」について「公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告」をすることを禁止している(同法 20 条)。ここでいう、「広告」については、顧客の購入意欲を昂進させる意図が明確であること、特定の食品等の販売名が明らかにされていること、一般の生活者が認知できる状態にあること、の 3 つの要件をすべて満たす場合がこれに該当すると説明されている(村上貴久監修團野浩執筆:逐条解説 食品衛生法, p.453, (2013))。なお、同書では、「表示」の定義については言及されていない。

ちなみに、景品表示法では、「表示」とは、「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定するもの」であるという定義が示されている(同法 2 条 4 項)。

注 16) なお、旧薬事法 66 条 1 項にいう「流布」について、「不特定または多数人に伝えることである」という説明がある(安西温:改訂特別刑法 3, p.66, (1993))。

謝辞

本稿は、平成 30 年 1 月 27 日に早稲田大学にて開催された特別刑法判例研究会での報告をもとにしたものである。研究会では、ご参加の先生方から有益なご教示を賜ることができ、衷心より篤く御礼申し上げます。とりわけ、同

研究会会員でディオバン事件裁判の弁護人を務められている豊田沙織弁護士には多くのことをご教示頂いた。改めてこの場を借りて感謝申し上げたい。もっとも、なお本稿に至らない点があるとすれば、それは全て筆者の責任である。

タトゥーを彫る行為の「医行為」該当性

三重野 雄太郎*

Is tattooing a medical practice?

Yutaro MIENO*

Abstract

According to §17 of Medical Practitioners' Act, no person except a medical practitioner shall engage in medical practice. A Tattoo-Artist was prosecuted for violation of this article, and found guilty. I want to consider whether tattooing is medical practice, and criticize the judgement.

キーワード：タトゥー (tattoo)、医師法(Medical Practitioners' Act)、医行為(medical practice)

1. はじめに

医師法 17 条では、医師免許を持たない者が「医業」を行うことを禁止しており、これに違反した者は処罰される (31 条 1 項)。ここでいう「医業」とは、「医行為を業とすること」¹⁾であり、「医行為」の定義については、従来は様々な定義がなされていたが、現在では、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」²⁾と解されており、判例はこの定義で一致しており、学説でもこれが通説である。しかし、従来より、この定義の抽象性・不明確さ故に政令や行政解釈等で解釈の指針を示したり、「医行為」にあたる行為をここに明示したりして明確化させる必要性が指摘されたり³⁾、「医行為」の射程範囲が拡大していく傾向が問題視されたりしてきた⁴⁾。そして、ついに、この定義が、それが生み出された背景から離れて独り歩きし始めたと言わざるを得ない事態が生じてしまった⁵⁾。客に対してタトゥーの施術を行った彫り師が医師法 17 条違反の罪 (無資格医業罪) に問われ、大阪地裁で有罪判決を受けたのである。

タトゥーを彫る行為が無資格医業罪で有罪とされた例

は管見の限りでは存在しなかった。しかし、2010 年に兵庫県警が初めて暴力団関係者である彫り師を無資格医業罪で逮捕して以来、同様の事例で逮捕されるケースが生じ、2015 年頃には大阪府警が多くの彫り師を同罪で逮捕して彫り師達に大きな衝撃を与えた。

青少年健全育成条例で未成年者へのタトゥー施術を禁じている自治体はあるが、現在の日本では、成人へのタトゥー施術を禁じる法令はない。明治 41 年に制定された警察犯処罰令では入れ墨を禁じる規定があったが、警察犯処罰令は、昭和 23 年に軽犯罪法が制定された際に同法附則 2 項で廃止されている。

また、これまでタトゥーを彫るために医師免許が必要であるということが行政解釈などで公に明示されたことはなく、タトゥーを彫ることを生業とするのに免許や資格などがあるわけでもない。

そうした状況にもかかわらず、どういうわけか警察はタトゥーの彫り師を無資格医業罪で摘発し、検察・裁判所もこれも追認したのである。そもそも、タトゥーを彫る行為が「医行為」にあると一般人が考えるであろうか。タトゥーを施術するのに医師免許が必要であると一

*一般教育科

一般人が思うだろうか。こうした処罰の仕方は、罪刑法定主義上問題があるのではなかろうか。

本稿では、タトゥーを彫る行為を医師法17条で処罰して良いかを明らかにするために、この事件の大阪地裁判決を分析し、「医行為」の意義について再考していきたい。

2. 大阪タトゥー裁判地裁判決

2・1 事実の概要

被告人^{注4)}は、タトゥーショップを開業し、客の身体にタトゥーを入れることを業としていた。同人は、平成26年7月6日頃から平成27年3月8日頃までの間4回にわたり、Aほか2名に対し、針を取り付けた施術用具を用いてAらの左上腕部等の皮膚に色素を注入してタトゥーを彫ったことについて、医師ではないのに「医行為」を行い、もって医業をなしたとして医師法17条違反の罪で起訴された(求刑は罰金30万円)。

弁護人は、「医行為」とは、①医療及び保健指導に属する行為の中で、医師が行うのでなければ保健衛生上の危害を生ずるおそれのある行為をいうと解すべきであること、②入れ墨の施術によって障害が生じた場合に医師が治療を行えば足り、入れ墨の施術そのものを医師が行う必要はないこと、③医療関連性を有しないあらゆる保健衛生上の危険性がある行為を医師法17条で規制しようとすることは、一般人の理解を超えた範囲を禁止の対象とするものであり、刑罰法規として曖昧不明確であるし、他の法令との体系的解釈を前提とすると成人に対する入れ墨の施術は犯罪を構成しないにもかかわらず、これを処罰することは「法律なければ刑罰なし」の原則に反し、同条は憲法31条に違反すること、④医師法17条は、施術者及び被施術者の憲法上の権利を不当に制約すること、⑤仮に入れ墨の施術が医行為にあたるとしても、入れ墨の施術は社会的に正当な営業活動であることから、被告人の本件行為には実質的違法性がないことから、本件行為に適用する限りにおいて、憲法22条1項、21条1項、13条に違反することから、被告人は無罪であると主張した。

2・2 裁判における争点

裁判では、①「医行為」の意義、②針を取り付けた施術用具を用いて人の皮膚に色素を注入する行為が「医行為」にあたるか、③医師法17条は憲法に違反するか、④本件被告人の行為に実質的違法性があるかが争われた。

2・3 判決の概要

大阪地裁は、大要以下のように判示し、被告人に対し、無資格医業罪で罰金15万円の有罪判決^{注5)}を言い渡した。以下、言葉を補って要約する。

2・3・1 「医行為」該当性

2・3・1・1 「医行為」の意義

「医師法17条は、医師の資格のない者が業として医行為を行うこと(医業)を禁止している。これは、無資格者に医業を自由に行わせると保健衛生上の危害を生ずるおそれがあることから、これを禁止し、医学的な知識及び技能を習得して医師免許を得た者に医業を独占させることを通じて国民の保健衛生上の危害を防止することを目的とした規定である。そうすると、同条の『医業』の内容である医行為とは医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為をいうと解すべきである」。

また、弁護人の主張する「医行為」の定義によると、「医療及び保健指導に属する行為ではないが、医師が行うのでなければ保健衛生上の危害を生ずるおそれのある行為(例えば美容整形外科手術等)を医師以外の者が行うことが可能となるが、このような解釈が医師法17条の趣旨に適うものとは考えられない」。

さらに、弁護人は、「最高裁判所の判例(最高裁昭和30年5月24日第3小法廷判決・刑集9巻7号1093頁、最高裁昭和48年9月27日第1小法廷決定・刑集27巻8号1403頁、最高裁平成9年9月30日第1小法廷決定・刑集51巻8号671頁)」によれば、「医行為」の要件として「疾病の治療、予防を目的とすることが求められている」とも主張する。「しかしながら、上記各判例の事案は、いずれも被告人が疾病の治療ないし予防の目的で行った行為の医行為性が問題となったもので、医行為の要件として上記目的が必要か否かは争点となっておらず、上記各判例はこの点についての判断を示したものではない」。

よって、「医行為該当性の要件として医療関連性又は『疾病の治療、予防(の)目的』が必要である」とする弁護人の主張は採用できない。

2・3・1・2 本件被告人の行為の「医行為」該当性

「被告人が行った施術方法は、タトゥーマシンと呼ばれる施術用具を用い、先端に色素を付けた針を連続的に多数回皮膚内の真皮部分まで突き刺すことで、色素を真皮内に注入し、定着させるといういわゆる入れ墨である。」「このような入れ墨は、必然的に皮膚表面の角層のバリア機能を損ない真皮内の血管網を損傷して出血させるも

タトゥーを彫る行為の「医行為」該当性

のであるため、細菌やウイルス等が侵入しやすくなり、被施術者が様々な皮膚障害等を引き起こす危険性があり、また、「入れ墨の施術には必然的に出血を伴うため、被施術者が何らかの病原菌やウイルスを保有していた場合には、血液や体液の飛散を防止したり、針等の施術用具を適切に処分するなどして血液や体液の管理を確実に行わなければ、施術者自身や他の被施術者に感染する危険性があるのみならず、当該施術室や施術器具・廃棄物等に接触する者に対しても感染が拡散する危険性もある」。こうしたことから、「本件行為が保健衛生上の危害を生ずるおそれのある行為であることは明らかである」。

入れ墨の施術者は、例えば施術中に「他人の血液や体液が付着した可能性のある場合には、施術を中断して血液検査をするなど感染防止の措置をとる」など適切な判断や対応を行う必要がある、そのためには、「医学的知識及び技能が必要不可欠である」。

よって、「本件行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為であるから、医行為に当たるといふべきである」。

「弁護人は、入れ墨の施術によって障害が生じた場合に医師が治療を行えば足り、入れ墨の施術そのものを医師が行う必要はない」旨を主張するが、「入れ墨の施術に伴う危険性や、施術者に求められる医学的知識及び技能の内容に照らせば上記主張は採用できない」。「また、弁護人は、被告人が使用していた色素の安全性に問題はなく、入れ墨の施術の際には施術用具や施術場所の衛生管理に努めていたから、本件行為によって保健衛生上の危害が生じる危険性はなかったとも主張するが、医師法17条が防止しようとする保健衛生上の危害は抽象的危険で足りる」ことからこの点は上記判断を左右しない。

2・3・2 医師法17条の憲法適合性

2・3・2・1 憲法31条

「医師法17条の規制の対象となる医行為」とは、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為に限られる」。「このような解釈は、同条の趣旨から合理的に導かれ、通常判断能力を有する一般人にとっても判断可能」なので、「同条による処罰の範囲が曖昧不明確であるとはいえない」。「また、医師法17条をこのように解釈して、成人に対する入れ墨の施術を処罰することは体系的にみて他の法令と矛盾しない」。

よって、「医師法17条は憲法31条に違反しない」。

2・3・2・2 憲法22条1項

「医師法17条は、憲法22条1項で保障される入れ墨の施術業を営もうとする者の職業選択の自由を制約するもの」であるが、「職業選択の自由といえども絶対無制約に保障されるものではなく、公共の福祉のための必要かつ合理的な制限に服する」。「一般に職業の免許制は、職業選択の自由そのものに制約を課する強力な制限であるから、その合憲性を肯定するためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要する。また、それが自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的・警察的措置である場合には、職業の自由に対するより緩やかな制限によってはその目的を十分に達成することができないと認められることを要する（最高裁昭和50年4月30日大法廷判決・民集29巻4号572頁参照）」。

本件についてみると、「医師法17条は国民の保健衛生上の危害を防止するという重要な公共の利益の保護を目的とする規定である。そして、入れ墨の施術は、医師の有する医学的知識及び技能をもって行わなければ保健衛生上の危害を生ずるおそれのある行為なのであるから、これを医師免許を得た者にのみ行わせることは、上記の重要な公共の利益を保護するために必要かつ合理的な措置といふべきである。また、このような消極的・警察的目的を達成するためには、営業の内容及び態様に関する規制では十分でなく医師免許の取得を求めること以外のより緩やかな手段によっては、上記目的を十分に達成できない」。

よって、「本件行為に医師法17条を適用することは憲法22条1項に違反しない」。

2・3・2・3 憲法21条1項

「弁護人は、入れ墨を他人の体に彫ることも表現の自由として保障される」旨を主張するが、「入れ墨の危険性に鑑みれば、これが当然に憲法21条1項で保障された権利であるとは認められない」。

被施術者については表現の自由として保障されうが、「表現の自由といえども絶対無制約に保障されるものではなく、公共の福祉のための必要かつ合理的な制限に服する」。「国民の保健衛生上の危害を防止するという目的は重要であり、その目的を達成するために、医行為である入れ墨の施術をしようとする者に対し医師免許を求めること」は、「必要かつ合理的な規制」であって、「本件行為に医師法17条を適用することは憲法21条1項に違反しない」。

2・3・2・4 憲法13条

「人が自己の身体に入れ墨を施すことは、憲法13条の保障する自由に含まれる」と考えられ、「医師法17条は入れ墨の被施術者の上記自由を制約するものであるが、上記自由も絶対無制約に保障されるものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を受ける」。「入れ墨の施術に医師免許を求めることは重要な立法目的達成のための必要かつ合理的な手段」なので、「本件行為に医師法17条を適用することは憲法13条には違反しない」。

2・3・3 実質的違法性

「弁護人は、入れ墨の施術によって生ずる保健衛生上の危害は大きくない上、入れ墨の施術は社会的に正当な営業活動であることから、被告人の本件行為には実質的違法性がない」と主張するが、「入れ墨の施術によって保健衛生上の危害を生ずるおそれ」があり、また、「施術者及び被施術者にも憲法上保障される権利があるとしても、それが保健衛生上の危害の防止に優越する利益であるとまでは認められない」。また、「長年にわたり入れ墨の施術が医師免許を有しない者によって行われてきたが医師法違反を理由に摘発された事例が多くないことなどは弁護人の指摘するとおりである」としても「本件行為が実質的違法性を阻却するほどの社会的な正当性を有しているとは評価できない」。

2・4 判決の分析

まず、本判決は、「医行為」を「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」と解しており、これまでの判例の動向に従っている。また、ある行為が「医行為」に該当するための要件として医療関連性または疾病の治療・予防目的は不要であると明言している。

そのうえで、本判決は、こうした「医行為」の解釈について通常の判断能力を有する一般人にも判断可能であって、明確性の原則に反しないとしている。

さらに、タトゥーを彫ることを業とするには医師免許が必要であるとする点について、彫り師や被施術者の憲法上の権利を制約するものであることは認めつつも、それは公共の福祉のための必要かつ合理的制限であると判断している。

また、本件被告人が衛生管理に努めており、被告人による施術によって実際に健康被害が生じた者がいないことを認めて減刑の理由としつつも、タトゥーの施術は保健衛生上の危害を生ずるおそれのある行為であるとして

実質的違法性の阻却は認めなかった。

判決全体を通して、裁判所は、タトゥーの施術が保健衛生上危険な行為であるということを前提に判断している。しかし、出血による感染症の拡大のおそれは、例えば理容師が行う顔そりなどでも同様である。タトゥーの施術に実質的違法性を認めるほどの危険性があるか、国民の憲法上の権利を制約してまで規制すべきほどに危険な行為かといった点はなお検討の余地がある。本判決では、このあたりの検討がなお不十分であるように思われる。また、憲法上の権利の制約について、裁判所はタトゥーの施術に医師免許を必要とすることは、国民の保健衛生上の危害を防止するという目的があるため必要かつ合理的な規制であるとするが、この点もなお検討の余地がある。衛生管理がきちんとなされていればタトゥーの施術による保健衛生上の危害は防止できるものであって、その衛生管理を行う上で医師免許を取るほどの専門性が果たして必要であるか熟慮すべきであろう。

3. アートメイクの「医行為」該当性

タトゥーを彫る行為と類似する行為としてアートメイクの施術があり、これは、一時期健康被害などがかなり問題となった。また、アートメイクが「医行為」に該当するとした裁判例や行政通知がある。タトゥーを彫る行為の「医行為」該当性について検討する前にこれらについても確認しておこう。

3・1 東京地判平成2年3月9日判例時報1370号159頁

3・1・1 事実の概要

被告人は、医師免許がないのに、昭和63年4月7日から平成元年4月24日ころまでの間、前後12回にわたり、顧客らに対し、あざ、しみ等を目立ちづらくする目的で、局所麻酔剤キシロカイン注射液を塗布したり、注射したりし、さらには、注射器もしくは針を使用して治療部位に色素を注入する等の行為をなし、もって医業をなしたとして無資格医業罪で起訴された。

弁護人は、局所麻酔剤の塗布・注射と注射器による色素注入が医師法に違反することは争わなかったが、針による色素注入行為は、美容を目的とし、人体に対する危険性が高いとはいえない行為であって、すでに社会内に業種として広まっており、しかも、類似行為といえる入れ墨は社会的に容認ないし黙認されていることからすると、社会的に相当性を有する行為であるから違法性はないと

主張した。

3・1・2 裁判における争点

この裁判では、入れ墨に類似する、針による色素注入行為に違法性があるか否かが争われた。

3・1・3 判決の概要

東京地裁は、大要以下のように判示して被告人に懲役1年の有罪判決を言い渡した（確定）。以下、言葉を補って要約する。

3・1・3・1 「医行為」の意義

「医師法にいう医業とは、反復継続して医行為を行うことであり、医行為とは、医師の医学的知識及び技能をもって行うのでなければ人体に危険を生ずるおそれのある行為をいい、これを行う者の主観的目的が医療であるか否かを問わないものと解される」。

3・1・3・2 アートメイクの施術の「医行為」該当性

人の皮膚に針を用いて色素を注入する行為（以下、「本件行為」という。）は、「針で皮膚を刺すこと」により、「皮膚組織に損傷を与えて出血させるだけでなく、医学的知識が十分でない者がする場合には、化膿菌、ウイルス等に感染して肝炎等の疾病に罹患する危険」があり、また、「色素を皮膚内に注入することによっても、色素自体の成分を原因物質とするアレルギーなどの危険があるとともに、色素内に存在する嫌気性細菌等に感染する危険があることが認められ、さらには、多数回皮膚に連続的的刺激を与えて傷つけることによりその真皮内に類上皮肉芽腫という病変を生ずることも指摘されていることが認められる」のであって、本件行為を「医師ではない者がすること」によって、人体に対して上述のような「具体的危険を及ぼすことは明らかである」。

3・1・3・3 違法性

「針で人の皮膚に色素を注入するという行為の面」だけを見れば、「入れ墨もまた本件行為と同様医行為に該当するもの」と一応は認められるが、「入れ墨が歴史、習俗にもとづいて身体の装飾など多くの動機、目的からなされてきていることに比較し、本件行為は前記のように美容を目的とし、広告等で積極的に宣伝して客を集めているものであり、その宣伝があたかも十分な美容効果が得られるような内容であるのに、これが本件のような病変した皮膚を目立ちづらくするというにはほとんど効果がないか、乏しいもの」であるうえ、「専ら営利を目的とし、

その料金が「極めて高価である」などという「際立った差異」がある。そうすると、「入れ墨も本件行為もともに違法であるとはいっても、それぞれの違法性の程度は当然異なる」。よって、「入れ墨が違法ではあっても今日社会的に黙認されているからといって、前記のような違法性の程度が異なる本件行為もまた黙認ないし容認されるべきものと認めることはできない」。

3・1・4 判決の分析

まず、留意しておかなければならないのは、本判決が医師免許を持たない者によるアートメイクの施術には違法性があると判断したのは、本件では施術を受けたいずれの客にも相当の出血があり、施術後は炎症が見られたこと、一方であざ等を目立たなくするというアートメイクの本来の目的はほとんど達成されなかったことを前提とした判断であるということである。

また、本判決ではアートメイクと入れ墨が比較されているが、判決文からすると裁判所は、入れ墨も「医行為」にあたりうるとしてもアートメイクと比べて違法性が低いと考えているようにも思える。

確かに、タトゥーの施術を無資格医業罪で処罰するかどうかを判断するにあたり本判決との整合性は問題になるが、上述の点を踏まえると本判決の存在を直接的根拠としてタトゥーの施術を無資格医業罪で処罰するのは不当であろう。

また、本判決は、疾病の治療・予防などの医療目的で行われたわけではない行為についても「医行為」該当性が認められ得ること示したと言えるが、この時点ですでに「医行為」の射程範囲の拡大はすでに始まっていたことも指摘できよう。

3・2 行政通知

平成12年、警察庁は、当時の厚生省に対し、電動式のアートマシンに縫い針用の針を取りつけたアートメイク器具を使用して、針先に色素をつけながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為が「医業」に該当するか照会した⁴⁾。これに対し、厚生省は、そうした行為を業として行えば「医業に該当する」と回答した⁵⁾。

また、翌年、厚労省は改めて行政通知を出し、「針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為」は医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法17条に違反する旨明示した⁶⁾。

留意しなければならないのは、これらはアートメイクを念頭に置いた行政通知であって、当時の厚生省ないし

厚労省が入れ墨もこれに当てはまると考えていたか否かは不明であるということである。

4. 検討

以下では、「医行為」の意義について若干の検討を加えたい。以下で、タトゥーを彫る行為が「医行為」に該当するとして医師免許のない者によるタトゥーの施術を無資格医業罪で処罰することが妥当であるか検討していきたい。

4・1 「医行為」の意義

前述のとおり、「医行為」とは「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」とであると解するのが現在では一般的である。また、行為者が医療目的で行った行為であるか否かは「医行為」該当性の判断を左右しないとする裁判例も散見される。

古くは、「医行為」該当性の要件として治療目的を必要とする判例^{注6)}・学説もあったが、その理解によると美容整形手術などが「医行為」に該当しないことになる。前述のとおり、タトゥー裁判の地裁判決でもこうした点が指摘されている。最近の「医行為」の定義は、古い定義における治療行為や治療目的以外の行為も医行為に含めることにその趣旨がある⁷⁾。しかしながら、「医業」という言葉から一般人が想定する所としては、やはりある程度医療関連性のある行為であって、タトゥーのように医療との関連性が非常に薄い行為も「医行為」に該当すると一般人が思い至るとは考えにくい。

罪刑法定主義からの要請として明確性の原則は堅持されるべきである。判例も刑罰法規が「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうか」を基準とし、読み取れない場合は法規が「不明確のゆえに憲法31条に違反する」⁸⁾としている。

医師法17条が、医師以外の者の医業を禁止しているのは、無資格者が医業を行うことは国民の生命・健康にとって危険であるという理由によるものであることからすると、「医行為」の定義を「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」と解釈するのは妥当であるが、「保健衛生上危害を生ずるおそれ」があるか否かの判断は難しく、具体的にどのような行為が医行為に該当するのかはなお不明確である。

なお、「医行為」は複雑多岐であり、かつ医学の進歩に伴

って不断に変化していくものであるから(中略)一義的にその範囲を限定することは困難な面がある。個々具体的行為が医行為にあたるや否やは、その時の医学水準、あるいは国民の生活様式の推移や衛生思想の普及をも考慮して判断する必要がある⁹⁾との指摘がある。そう考えると、なおさら何をもって「保健衛生上の危害を生ずるおそれ」があるとするのか、一般人が判断するのは困難となろう。

よって、一般人にとって明確な「医行為」の定義と「医行為」該当性の判断基準を模索していく必要がある。その際、「医行為」という言葉の解釈は、一般人に想定可能な範囲内のものでなければならない。「医行為」という言葉からすると、通常の判断能力を有する一般人は、医師が行うこと、医療と関係のあること、といったところを想定するであろう。そうすると、「医行為」を「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」と解したとしても、それに該当するためには前提としてその行為に医療関連性があることは必要であろう。

なお、タトゥー裁判地裁判決では、「医行為」該当性の要件として医療関連性は必要ないと明示されているが、そもそも判例において定着しており、また、同判決も依拠している、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」という「医行為」の定義は、医療関連性がある行為についての「医行為」該当性が問題とされた文脈の中で生まれたものである。この定義を判例として最初に承認した平成9年最高裁決定は、コンタクトレンズ処方のための検眼やテスト用コンタクトレンズの着脱が「医行為」にあたるかが争われた事案に対する決定であって、医療関連性や治療目的がない行為が問題とされていたわけではない。すなわち、最高裁は、当該行為に医療関連性や治療目的があることを前提とし、それに対する判断の中で上述の定義を承認したのである。よって、この定義の文言だけをもって医療関連性は「医行為」該当性の要件ではないとは言いがたいだろう。このような定義が生じた文脈を踏まえずにこの定義の字面だけで判断をした大阪タトゥー裁判地裁判決は失当であるというほかないだろう。

また、「医行為」該当性の要件として医療関連性が必要であると解した場合、美容整形手術が「医行為」に該当するかどうか問題となろう。確かに、美容整形手術は、(身体の異常形態を正常化させる意味を含んで行われる場合には治療目的が認められうる¹⁰⁾)治療目的であると言えるか難しいところがあり、治療目的ということ「医行為」該当性の要件とすると美容整形手術が含まれなくなって

タトゥーを彫る行為の「医行為」該当性

しまうというのはタトゥー事件地裁判決が指摘するとおりであろう。しかし、医療関連性という限りでは、美容整形は医療法における診療科として法律上承認されているのであって、これに医療関連性があることは法律上前提となっていると言えよう。よって、「医行為」該当性の要件に医療関連性が必要であると解しても、美容整形がこれに含まれないといった不都合は回避できよう。

また、医師法 17 条は、およそ国民の身体・健康にとって危険な行為を規制しているわけではなく、医師の専門性を必要とするような行為を医師に独占させたものであると考えられよう。そうすると、「医行為」該当性の判断に際しては、本来的に医師が行うべき行為か否かがメルクマールとされるべきであろう¹¹⁾ 注7)。これは、「医師が行うのでなければ」という文言にもなじむと思われる。

4・2 タトゥーを彫る行為の「医行為」該当性

上述のように、「医行為」とは、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」であり、「医行為」該当性の要件としては医療関連性が必要であり、また、該当性の判断に際しては本来的に医師が行うべき行為か否かがメルクマールとされると解するべきである。

このように解すると、基本的に装飾を目的とするタトゥーには医療関連性はない。また、前述のとおり、タトゥーの施術に際しての衛生管理は医師としての専門性がなくても十分可能であると思われる。さらに、医師免許を持っていればタトゥーを彫るかというところではないだろう。タトゥーを彫るには相応の技術が必要であるし、美的センスも問われる。医師としての専門性とはまた別の能力が必要なのである。そうすると、タトゥーを彫る行為は本来的に医師が行うべき行為であるとは到底言い難いだろう。

また、こうした事情からすると、タトゥーを彫るのに医師免許が必要であるとは通常の判断能力を有する一般人は到底考えが及ばないだろう。その意味で、タトゥーの施術を無資格医業罪で処罰するのは国民の予測可能性を害する。

なお、タトゥーの施術が危険であるとしても安全・衛生管理をきちんとしていればその危険を最小限に抑えることができる。そうだとすれば、無資格医業罪で処罰する以前にまずタトゥーの施術を免許制にするなどして安全・衛生管理がきちんとなされた状態で施術を受けられるような方法を検討すべきであろう。入れ墨は古くから日本に存在したものであって、規制をするのであれば相応の法整備をすることは十分にできたはずである。それ

をせずに、これまで実質的に許容されてきたものを無理のある法解釈で摘発するというのはあまりにも不意打ち的なものであって失当と言わざるを得ない。

これまでタトゥーの施術による健康被害がアートメイクのように問題となったことはなく、規制を考えるべき状況にもない。仮に健康被害が生じた場合は、業務上過失傷害罪などで処罰すれば足りるであろう¹²⁾。

やはり、タトゥーを彫る行為が「医行為」に該当するとは到底考えられず、また、そうした行為を無資格医業罪で処罰する必要性も妥当性もない。

なお、警察は、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」という一般的な「医行為」の定義と、アートメイクに関する平成元年東京地裁判決や平成 13 年厚労省通知の存在から彫り師を摘発できると判断したのであると推測できるが、前述のとおり、こうした「医行為」の定義は医療関連性のある行為が問題となった中で生まれてきたものであるし、アートメイクに関する東京地裁判決や厚労省通知を直接的根拠としてタトゥーの施術も「医行為」であると解するのは早計であるのも前述のとおりである。また、東京地裁判決や厚労省通知の後すぐにタトゥーの施術が無資格医業罪で摘発されたのであればまだ理解できようが、これらが出されてから何年もの間、タトゥーの施術が同罪で摘発されたことはなかったのであって、そうした状況にありながら、事前の指導・警告もなくいきなり摘発するのは想定外と言うほかない。大阪での彫り師の摘発とそれを追認した大阪地裁判決は、罪刑法定主義や自由保障の観点からも刑法の補充性の観点からも非常に問題がある。

5. おわりに

以上、タトゥー裁判大阪地裁判決を素材にしつつ、タトゥーを彫る行為の「医行為」該当性について検討してきた。

本稿の結論をまとめると以下のとおりとなる。「医行為」とは、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」であり、「医行為」該当性の要件としては医療関連性が必要であり、また、該当性の判断に際しては本来的に医師が行うべき行為か否かがメルクマールとされると解するべきであって、そうするとタトゥーを彫る行為は「医行為」には該当し得ない。こうした行為を無資格医業罪で処罰する必要性も妥当性もない。

タトゥー裁判は控訴審がこれから始まるが、控訴審では正当な判決が下されることを祈るばかりである。また、

このような「医行為」概念の不当な拡大傾向には歯止めをかける必要がある。そのために、行政解釈やガイドラインなどで全てをカバーすることは無理であるとしても、具体的にどのような行為が「医行為」にあたるのか、明確化を進めていくべきである。

参考文献

- 1) 伊藤榮樹ほか編・河村博執筆：注釈特別刑法〔第八卷〕, p.56 (1990)
- 2) 大谷實：「医師法 17 条にいう『医業』の意義」刑事法学の総合的検討 (上), p.454, (1993)、山内憲：「刑法における医療行為の意義—医師法 17 条の解釈を基本として—」名城法学論集 (25 集), p.156, (1998)、天野良：「医行為概念の再検討」東京大学法科大学院ローレビュー (8 号), p.12, (2013)、安富潔：「医師法第 17 条について—歯科医師による救命救急研修と『医行為』—」産大法学 (49 巻 4 号), p.237, (2016)
- 3) 高山佳奈子：「医行為に対する刑事規制」法学論叢 (164 巻 1~5 号), p.371, (2009)、小西知世：「医行為論序論—これからの検討の礎石として」, 医と法の邂逅第 2 集, p.71, (2015)
- 4) 平成 12 年 5 月 18 日警察庁丁生環発第 110 号警察庁生活安全局生活環境課長通知「医師法上の疑義について (照会)」
- 5) 平成 12 年 6 月 9 日医事第 59 号厚生省健康政策局医事課長通知「医師法上の疑義について (回答)」
- 6) 平成 13 年 11 月 8 日医政医発第 105 号厚生労働省医政局医事課長通知「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」
- 7) 山中敬一：医事刑法概論 I, pp.83-84, (2014)
- 8) 最大判昭和 50 年 9 月 10 日刑集 29 巻 8 号 489 頁
- 9) 門広繁幸「患者に対する聴診・触診・指圧と医療行為」医事判例百選, p.141, (1976)
- 10) 山内：前掲 2), p.151
- 11) 大谷：前掲 2), p.455
- 12) 高山：前掲 3), p.372

注記

注 1) この定義を最初にオーソライズした判例は、最決平成 9 年 9 月 30 日刑集 51 巻 8 号 671 頁であると言われている (小西：前掲 3), p.65)。なお、この事件の第一審判決 (東京地判平成 6 年 3 月 30 日刑集 51 巻 8 号 689 頁) と控訴審判決 (東京高判平成 6 年 11 月 15 日高刑集 47 巻 3 号 299 頁) でこの定義が明示され、最高裁もこれを支持した。

注 2) 河村：前掲 1), p.56、厚生労働省医政局医事課長通知：前掲 6)。なお、後の行政解釈では、「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為」という言い回しの定義もなされている (平成 17 年 7 月 26 日医政発第 0726005 号厚生労働省医政局長通知「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について」)。

注 3) なお、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」という定義づけについて、「将来、この表現だけがそれをうみ出した具体的事情をはなれて独り歩きする」との指摘が以前からあった (唄幸一：医事法学の歩み, pp.264-265, (1970))。

注 4) なお、被告人は、罰金 30 万円の略式命令 (吹田簡裁略式命令平成 27 年 (い) 130 号) を受けていたが、これを不服として正式裁判で争った。

注 5) 大阪地判平成 29 年 9 月 27 日 (平成 27 年 (わ) 第 4360 号) LEX/DB25548925。なお、本件は控訴され、大阪高裁に係属中である (平成 30 年 3 月現在)。

注 6) 判例における「医行為」概念の変遷については、小西：前掲 3), pp.49-67, (2015) 参照。

注 7) なお、高山：前掲 3), p.372 でも、「『医行為』の範囲は、『原則として医師に行わせる』ことが適切か否かを定められる必要がある」という主張がなされている。また、天野：前掲 2), p.14 では、「『医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為』という解釈の『医師が行うのでなければ』という部分をより重視し、多少のリスクは存在する行為であるが医師でない者でも通常の注意を払って行えば安全にできる行為は医行為ではないと解するべきである」という主張がなされている。

謝辞

本稿の執筆にあたり、大阪タトゥー裁判弁護団の三上岳弁護士に、判決文の入手などで大変お世話になった。この場を借りて心より御礼申し上げたい。

付記

本稿脱稿後に、佐々木雅寿「入れ墨の施術行為と憲法 22 条 1 項 [大阪地裁平成 29.9.27 判決]」法学教室 (449 号), p.121, (2018) に接した。

英語四技能化入試を実施する上での注意点

鈴木 聡*

Warning Points on introducing of English 4 Skills Entrance Examination in Japan

Satoshi SUZUKI*

Abstract

Introducing on the Entrance Examination of English 4 skills is decided by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. I can understand their purpose, however, I can't agree with it because of many difficult points on English education in Japan. One of the reason, from my opinion, is teaching method on speaking and writing, which students can debate and do essay writing freely. Now I 'm staying at ITÜ Foreign Language School, which is the Faculty of Istanbul Technical University in Republic of Turkey as a researcher overseas.. And I have been researching about English Teaching Method including their class teaching method, testing, and so on.

This is why I'll tell you my opinion what is the most difficult point to introduce on English 4 Skills Entrance Examination as a one of my research situations

Key Words

英語 4 技能化入試 (English 4 Skills Entrance Examination) , 文部科学省 (the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, イスタンブール工科大学 (Istanbul Technical University, ヨーロッパ言語共同枠(Common European Framework of Reference for Languages)

1. はじめに

2020 年から英語四技能化入試が実施されることが決定した。ただし、これに関しては賛否両論もある。かく言う筆者も現状のままでの英語四技能化試験を導入するには非常に不安がある。以下にその理由を述べていきたい。

現在高等学校で使用している英語教科書は English Communication と English Expression である。前者は主として Reading, 後者は文法、Listening に重点を当てたつくりとなっている。平成 30 年度版の English Expression ではエッセイ・ライティングも含まれるが、

率直に言うと違和感がないでもない。というのも、東京書籍が発表している New Favorite English Expression II Revised Edition では、1 年次に学習した New Favorite English Expression I の文法内容の補完を Unit1～Unit3 (Lesson1～Lesson12) で行い、Unit4～Unit6 (Lesson13～Lesson18) でエッセイ・ライティングが習得できるようにする内容となっている。だが、筆者としてはこの構成はあまりにも安易と感じざるを得ない。その理由は、現在の教科書ではエッセイ・ライティングの基となる英作文の練習問題自体も極端に少ないからである。にもかかわらず、わずか数レッスンでエッセイ・ライティングができるようになるとは思えない。

2. イスタンブール工科大学での授業

筆者がそのように感じる理由は、在外研究員として赴任しているトルコ共和国の国立イスタンブール工科大学の外国語学校における授業や現地の高校生が使用している教科書を調査しているからである。

イスタンブール工科大学 (Istanbul Technical University 以下 ITÜ と略) はトルコ共和国の中でも屈指の名門大学であり、世界大学ランキングにおいても日本の東工大や東北大と比肩するほどの大学である。ITÜ の入学時期は欧米の大学と同じ 9 月入学である。入学すると、一部の学科を除き、新入生は英語に関する Proficiency Test を受験することになる。このテストによって、そのまま志望学部学科に進級できる場合もあるが、大部分の学生 (およそ 2,600 人程度) は付属の語学学校の方に入学することになる。そして、この付属学校で 1 年間行われる授業と Proficiency Test で合格した者が、志望学部学科へ進級できることになる。また、Proficiency Test は各学期末で行われるため、年 2 回実施される。そのため、早い学生は半年で志望学部学科に進学するものもいるが、大半は 1 年間かけて Proficiency Test の合格に向けて準備することになる。その際、A1 クラスは 9 月～2 月までの秋冬時期だけであり、後期にあたる春学期は A2 クラスへと昇格する。B1 クラスに関しては入学当初から B1 であり、それより上のランクは設置されていない。筆者が ITÜ に赴任したのは 4 月 11 日以降であるため、すでに A1 クラスは存在していない。そのため、筆者が授業見学できたのは A2 クラスと B1 クラスだけである。中でも筆者が主として授業見学していたのは A2 クラスである。なお、この A1, A2 及び B1 といったクラス分けは CEFR に基づいたものである。この CEFR については後述する。そこで、筆者は英文法、Reading, Listening & Speaking, Writing の順で授業見学を行った。基本的には各分野 4 クラスずつ、しかも毎回指導教員が異なる状態を Vice Director (大学の副学部長相当) である Hande Yalınates Bilgen 氏にお願いした。詳細に関しては別の機会に譲るが、いずれの 4 分野の授業に関しても、教師は英語だけで授業を行い、母国語であるトルコ語は一切使用していない。また、学生はほとんどだれも辞書を使用していなかった。英文法の授業は日本では日本語で書かれた教科書や文法書を使用するのが一般的だが、ITÜ では Pearson から出版されている My Grammar Lab Book+Online+Mobile を指定している。だが、実際にはこの教科書も直接授業では

使用せず、家庭学習用に使用する程度で、授業はプリントが主体である。また、プリントも A4 両面にぎっしりで、90 分授業 1 コマで 7 枚～8 枚を消化していった。この速さの理由を考えてみると、教員が一切トルコ語を使用せずに英語だけで説明しているからである。つまり、学生は直読直解をしているのである。Reading においても同様である。2000 語レベルの長文を読み解答するまでの時間が 10 分～15 分程度である。使用されている語彙や文法は確かに、英検 2 級合格者であれば、解答できなくはない。しかし、通常の英検 2 級では 1 度に読む長文問題量が 500 語程度で 2000 語ということはない。しかも、その問題が初見で配布され、解答も併せて 10 分～15 分程度で解答するというのはなかなかの速度である。これが本当に、半年前まで英検 3 級相当の A1 レベルの語学力しかなかった学生たちなのかと疑問に感じた。中でも筆者が興味を持ったのは Listening と Speaking である。ITÜ では Proficiency Test で Grammar, Reading, Listening, Writing を実施し、Speaking に関して TERM-END-EXAM と年度末の YEAR-END-EXAM だけで、Proficiency Test は実施しない。この実施しない理由も後述する。Listening に関しては語彙レベルが英検 2 級程度ではあるものの、2000 語程度の英文放送を 1 度だけ聞いてその質問に答えるというものである。なお、放送前には学生にメモ用紙が配布されるだけで、問題用紙は放送が終わり、学生がメモを取り終わったのちに配布される形式となっている。その後で、各自のメモ用紙を使用して解答することになっている。そのため、放送を聞きながら、話の要点を要領よくまとめておかないと、解答できないのである。実際に、学生たちは要領よくまとめ、ほとんどの学生がその問題に解答出来ていた。Writing に関しては、問題文にあるキーワードを使用しながら、その与えられたテーマについてエッセイを書いていく (エッセイ・ライティング) という内容である。大体 350 ワード以上で解答しているものが多かった。しかもテスト内容は A2 クラスと B1 クラスで全く同じであり、ともに各分野 60% 以上取らなくてはならないのである。逆に言うと、一つでも 60% に到達しないと、全て不合格ということである。Speaking に関しては、通常の授業は写真を 2 枚見比べてその 2 枚の比較・対照を行った上で、個人の意見を述べること、さらにはチャートを見ながら、それに対する自分の意見をのべるだけでなく、他人の意見に対して反応しながらも自分の意見を伝えられるかということに重点が置かれている。この他にも、時には B1 クラスで Debate を実施していた。Debate で扱う内容も Human Cloning should be made legal? という科学的な内容で、それに対する資料も各自

英語4技能化入試を実施する上での注意点

が用意しており、きちんとした構成・討論になっていた。なお、SpeakingのProficiency Testに関しては先述したように実施されていないが、その理由は在籍学生数が2500人以上ということ、対する教員数が160人（このうち80～85%が専任教員で残り15～20%が非常勤講師である。なお、専任教員の中に日本でいう任期付き教員は一人もいない）では一度に適切に対応しきれないとのことである。その代わりに学期末及び年度末の授業の最後に実施されるTERM-END-EXAM及びYEAR-END-EXAMでは、教員2名で1度に学生2名を対象として実施している。所要時間はだいたい1組15分程度である。使用する写真やチャートは受験人数分+10種類用意され、基本的に同じ問題がかぶることはない。

では、なぜITÜではこのような授業形式やProficiency Testを実施しているのだろうか。その理由はITÜの授業は教科書はもちろん、講義やレポート全てが英語で実施されているからである。そのために、Listeningも講義を聞いて、自らメモを取ることでできる力を求められ、ライティングもレポートを書いて提出できるだけの力を求められるからである。

このことは、先述したようにITÜではProficiency Testに合格しないと、志望学部学科に進級できないことになっているため、学生も合格することに必死である。さらに、この学校に通えるのは入学した年だけである。そのため、万一Proficiency Testに合格できない場合は翌年1年間自宅や英語を勉強できる別の学校に通い、年2回行われるProficiency Testを受験しに来なくてはならない。中にはそれでも合格できない学生も1割程度いるが、その場合はより優しい大学に進路変更することになる。

3. トルコ国内で使用されている教科書

と日本の教科書の違い

このような授業を体験すると同時に、筆者はなぜこのような授業ができるのか、不思議に思い、もう一人のVice DirectorであるSemraGönel氏に依頼し、トルコ国内の高校がよく使用している代表的な教科書2社を取り寄せて頂いた。すると、この教科書がCEFRに準拠して作成され、1冊で四技能全てが網羅されていること、さらに1Lessonの中でVocabulary, Listening, Speaking,そしてWritingが融合されその一つ一つに、細かなディスカッションやパートナー練習が組み込まれているのが判明した。

もちろんReadingもあるが、あくまでも内容把握に重点が置かれ、日本の教科書のように本文の内容に即したディスカッションやパートナー練習が組み込まれていないことも判明した。そのため、トルコで使用されているディスカッションやパートナー練習は内容が具体的であり、非常に答えやすいものとなっている。一方日本の教科書はどうかというと、本文の内容に即したもののため、非常に抽象的で、答えにくいものとなっている。たとえば、大修館書店のGenius English Communication I（以下GCI）のレッスン1の問題に“What surprised you the most about Lesson1? Why?”に対して例として“I was surprised that _____ because _____”と本文の内容を抜き出し、当てはめるように作られている。さらに次の問題には、“What can you do about it?”と抽象的な質問がされている。ところが、トルコで使用している教科書では“Tell your partner what you usually eat for breakfast and lunch. (Use the simple present tense.”や“Tell your partner three things you know are doing right now(Use the present continuous tense.)”と非常に具体的に、しかも文法にも注意する指導もなされている。さらに言えば、GCIは学習者の自発的な発話を求めるというよりは型にはめた定型表現を求めているように感じられるのに対し、トルコの教科書では、自由な発話を求めていると感じられた。なお、この2社の内1社はNational Geographic Learningというアメリカの会社であり、もう1社がBlack Swanというトルコの出版社である。いずれの教科書も日本とは異なり、母国語であるトルコ語は使用されておらず、全て英語での記述となっている。エッセイ・ライティングについても、上述した東京書籍のようにEnglish Expressionの中に関連項目を入れるのは全く意味がないとは思わない。しかし、ITÜの学生が、エッセイ・ライティングができるようになるにはエッセイ・ライティングだけの授業が週8時間あり、使用する教科書も“Sharpening Academic Skills—A Focus on Writing Paragraphs and Essays”（前期用教科書、166ページ）及び“Speed Up Your Writing Skills—A Focus on Sentence Constructions and Paragraph Writing”（後期用教科書、143ページ）というエッセイ・ライティングだけに絞った計2冊、309ページ分をこなさなければならぬ。なお、この教科書も英語による記述だけで、トルコ語による説明は一切ない。再度確認するが、ITÜは日本の東工大、東北大レベルの学校である。その学生がこれだけの労力をかけてエッセイ・ライティングの練習を行っているのである。このことから検定教科書のわ

ずか5レッスンや6レッスンだけでできるようになることが果たして可能かと言われれば非常に疑問である。なお、この教科書は先述した Vice Director Semra Gönel 氏が中心となって作成した ITÜ オリジナルの教科書である。

もっとも、筆者としてこの問題を教科書会社のせいだけにするつもりはない。なぜなら、これまで日本の教科書は学習指導要領に準拠した Reading や文法を中心としており、補助的にリスニングや、スピーキング、ライティングを入れてきているため、真の意味での英語四技能化に向けた教科書をつくってきていない。しかも、学習指導要領も CEFR に準じてつくられているわけではない。そのため、文科省の言うとおりに教科書を作ればこのような形になってしまうのも無理からぬことだと考えられるからである。

4. CEFR とはなにか

ここで ITÜ のクラス分けの基となっている CEFR について述べておきたい。CEFR とは正式名称を Common European Framework of Reference for Languages (以下 CEFR) といい、ヨーロッパ全体で外国語学習者の習得状況を示す際に用いられるガイドラインのことである。これは EU 欧州評議会にケンブリッジ大学英語検定機構が開発して、ヨーロッパ共通で使用できるように考え出されたものである。基準は全くの初心者からネイティブに近い C2 まで 6 段階に分かれている。しかも CEFR は英語の Reading (Grammar・Vocabulary も含む), Listening, Speaking, Writing の総合的なバランスを指標としたものであり、仮に Reading が B1 レベルであっても、他のレベルが A2 であれば、総合評価は A2 となる。日本英語検定協会によれば、A1 を英検 5 級～3 級相当、A2 を準 2 級相当、B1 を英検 2 級相当、B2 を英検準 1 級相当、C1 を英検 1 級相当、C2 をネイティブレベルとしている。なお、英語教師の中には CEFR の基準は 6 段階しかないのもう少し詳しい分類が必要なのではないかという声も聞くが、それは心配ない。というのも、CEFR の基準は確かに 6 段階しかないものの、運用面ではさらに細かく分類されているからである。つまり A1 の中にも A2 に近い場合は A1+, B1 に近い A2 の場合は A2+, B2 に近い場合は B1+, C1 に近い場合は B2+, C2 に近い場合は C1+ と該当のレベルに+を付け、合計 11 段階で分類されており、教科書もそのように設定・表示されているからである。

5. CEFR を導入する上での問題点

ところで、現在、文部科学省は英語四技能化に向けて上記の CEFR を基準として考えようとしているが、そこにも若干の問題がある。その理由は、日本の各種検定団体で提示されている CEFR 基準は必ずしも専門家によって判定されたものではなく、各団体が独自に提示したものにすぎないからである。例えば、ベネッセコーポレーションによる中高生対象の GTEC for students の Advance テストで、満点レベルを B2 相当 (英検準 1 級レベル) としているが、CEFR 基準で授業や試験を作成・添削している ITÜ 教員の判断では、テスト全体のレベルは A2 (英検準 2 級相当) であり、満点を取ったとしても B1 レベル (英検 2 級相当) にいくかどうかとの判断であった。その根拠を聞くと、GTEC for students はインストラクションや指示が細かく日本語で書かれていること、問題の質そのものも優しいと判断されたからである。具体的には Listening は A1～A2 レベル、Reading は一部には B1 レベルも含まれているが、全体的には A2 レベル。Writing は指定文字数もなく、日本語による詳細なインストラクション及び参考となる絵もあるので A2 レベル。Speaking に関しては筆者が資料を持っていないため確認はできなかったが、4 分野中 3 分野で A2 レベルとの判断が下された。中でも決定的だったのが、「Advance の問題なのに、どうしてインストラクションが全て日本語なのか?」と言われたことである。通常、四技能テストであれば、TOEIC や TOEFL でもインストラクションは全て英語である。ところが、GTEC for Students は中高生が対象としている点もあり、インストラクションは日本語となっている。その旨を担当教員に説明したところ、「インストラクションが英語でないということは、英語での指示が理解できないということだ。その場合は仮に B1 レベルの問題だとしても 1 段階下げて考える必要がある」との意見であった。そのため、GTEC for students の場合は完全解答できても B1 ではなく、A2 レベルであり、同社が提示している B2 レベルよりも 2 段階下であること、また同社はあまり CEFR の基準について詳しくないのではないかという意見が聞かれた。

一方、日本英語検定協会における問題集も同校教員に意見を聞いてみた。その結果、英検の問題は非常に優れており、GTEC for students よりも CEFR の基準にも近いとの意見が聞かれた。ただし、やはり英検にも全く問題がないというわけではない。その理由が Writing と Speaking である。Writing では、英検 2 級は Topic と

英語4技能化入試を実施する上での注意点

Pointsに基づいて80語～100語で書くように提示されている。しかし、ITÜで行われているA2及びB1レベルのProficiency TestはKey Wordsに基づき、そのいくつかのKey Wordsを使用して350語程度で自分の意見を述べるといった形式である。ここで気づかれた方もおられるかもしれないが、この形式は英検準1級の形式と同じであり、しかも指定語数は英検準1級が120語～150語の2倍以上多いのである。また、Speakingでは英検は過去問題集から判断すると2種類しか用意していない。ITÜの箇所でも説明したが、TERM-END-EXAMとYEAR-END-EXAMのSpeakingテストは教員2名で1度に学生2名を対象として実施し、所要時間はだいたい1組15分程度である。使用する写真やチャートは受験人数分+予備10種類用意され、基本的に同じ問題がかぶることはない。つまり、情報が他の受験生に漏洩することがないし、他の受験者が「どんな問題が出た？」とSNSで聞くことも不可能となる。これに対し、英検の場合は2種類しか問題もないことから、(実際にそのような事例があるかどうかは不明だが)他の受験生に確認することのできる可能性も否定できない。さらに言えば、英検の2次試験の試験担当者は1名で行っているが、ITÜでは2名で行っていることも注目に値する。筆者がその理由を確認したところ、試験担当者による評価の偏りを防ぐためであり、本来なら3名で行うのが望ましいと回答であった。重ねて筆者が「なぜ3名が望ましいのか」と確認したところ、「試験担当者2名で受験生を評価した場合、ある学生に対し、試験担当者Aが10点満点中10点をつけ、試験担当者Bが9点を付けたとする。この場合は、試験官2人の点数を足して2で割ると、9・5点で、4捨5入すれば10点になる。この場合、試験担当者AとBのその学生に対する評価に差がないから問題はない。しかし、もしも試験担当者Aが10点で、Bが5点をつけたらどうなる？その場合は、平均点は7・5点となり、結果としては8点になるが、AとBの判定に極端な差が生じていることになる。そこで、試験担当者Cにも結果を出してもらい、Cが10点満点中8点をつけたら、AとCの点数を足して割ったものを成績にすることができる。この場合は、評価が9点になり、先の8点よりも高得点となり、学生にも不利益にならない。」との説明を受けた。再度確認しておくが、この実施方法がCEFR準拠の方法なのである。このことから判断しても各検定団体におけるCEFRの基準は完全とはいいがたく、必ずしも英検のB1=2級と切り切れない部分もある。そのため、私見になるが英検をCEFRに当てはめるとA1=4級、A1+=英検3級、A2=3級～準2級、A2+=準2級、B1=準2級～2級、B1+=英検2級～準1級、B2=準1級～1

級、B2+=英検1級とも考えられる。なお、筆者がこのように判断した理由は、英検もGTEC for studentsと同様に一次試験でのインストラクションが日本語によるものである点も考慮されている。

6. まとめ

確かに英語四技能化を適正に判断できるのであれば、それにこしたことはない。しかし、実際にはこれまで見てきたように、日本における教科書問題やCEFRの基準に関する正確な情報が不足している。少なくとも、CEFRに準拠した四技能検定試験を考案するのであれば、海外におけるCEFR準拠の授業や教科書を調査しなければならないし、教科書も検定教科書だけではなく、海外のCEFR準拠の教科書の使用を公的に認めたり、学習指導要領もCFERを基準に作り直したり、あるいは指導要領自体も撤廃するなどの議論もなされなければならない。さらに言えば、各検定試験団体における独自判断のCEFRレベルを出すのではなく、正規に判定をしてもらった上でのレベル表示をもらう必要がある。残念ながら、現在の文科省はそのような調査は行わず、民間丸なげでただ「英語四技能試験をやる」とだけしか発言していない。行政的には「とりあえずやってみる」のでいいのかもしれないが、その結果が、子供たちに与える影響について慎重に考えていかないと「ゆとり世代」のような犠牲者を出すことになりかねない。そのようなことにならないためにも、まずは慎重に優先すべき内容は何かということ、そしてそのために必要不可欠なことは何かということを検討しながら先に進めていくべきであり、それがわれわれ教育者の責任であると考え次第である。

参考文献

- 1) “New Favorite English Expression II Revised Edition”、東京書籍HP、2017
- 2) “Genius English Communication I” 大修館書店、2015
- 3) “World English 2” National Geographic Learning、2017
- 4) “World English 3” National Geographic Learning、2017
- 5) “Pass Word English Course 2” Black Swan、2017

英語教師のための古典語学習案内

鈴木 聡*

An Introduction to study Classical Foreign Languages for the Japanese English Teachers

Satoshi SUZUKI*

Abstract

Most of the Japanese English teachers have been good at learning English since they were young. But most of the students, however, do not always good at studying English. They would rather poor to study English. I would like the Japanese English teachers to understand the difficulty of studying languages as well as the essentials of English through the study of classical foreign languages. The books which I show them are for beginners, not for experts.

キーワード：古英語（Old English）、中英語（Middle English）、ギリシャ語（Greek Language）、ラテン語（Latin Language）、古アイスランド語（Old Icelandic Language）、ゴート語（Gothic Language）、古フリジア語（Old Frisian Language）

1. 古典語学習する理由

英語教師になる人は基本的に中学から英語が得意だった人が多い。そのため、学習指導において教師が考えていないところで、生徒が躓くと「何故そのようなところで躓くのか分からない」という声をたびたび聴くことがある。しかし、それは筆者も含め英語が得意だったからそう思うのであって、苦手な生徒からすれば、それがどうしてそのような英文になるのか、あるいは日本語になるのか理解できないことも十分にあり得ることである。

筆者は学部3年生時の必修科目であった英語発達史の授業で古英語・中英語に初めて触れた。その授業をきっかけに古英語の勉強会（当時筆者の学科にはゼミ及び卒論もなかった）に参加し、その後個人的に担当教員だっ

た熊澤佐夫助教授（当時）からギリシャ語・ラテン語・ゴート語の指導を受けた。その結果、筆者は現代英語の文法の歴史や語彙の成り立ちについても理解できるようになった。

例えば、shining star や informed consent の “shining” や “informed” は形容詞として扱われているが、歴史的にみると、このような形は分詞の形容詞的变化から発達したものである。これを現代英語では分詞形容詞というが、この名前の由来が表すように、現在分詞や過去分詞の形が名詞の前に置かれて形容詞的役割をしている。では、なぜこのような形になったのか。もともと、英語は動詞に限らず、名詞・形容詞においても格変化をする屈折言語であった。さらに現在分詞や過去分詞も現代英語とは異なり格変化をしていたが、この格変化が形容詞と同じ格変化をし、同時に形容詞と同じ名詞を修飾する機能

を持っていたのである。その後、現代英語では形容詞は比較級・最上級形を除いて格変化をしなくなったが、分詞形容詞も屈折変化をしなくなった。しかし形容詞の比較級・最上級の中にはどう考えてもあり得ない語形変化をしているものもある。例えば、現代英語の good (well) -better-best である。この変化は、一見してわかるように音韻的に判断してもあり得ないものである。実は、good (well) の比較級・最上級形である better-best はラテン語からの借入語であり、古英語ではない。そのため、old や young の比較級・最上級形とは全く異なった、通常ではありえない語形変化となっている。¹⁾ おそらく、英語史関係の本を読んだことがある人ならば、なんとなくここまで知っているだろう。だが、これを単純に「英語の特徴」と考えてはならない。例えば、先述した分詞形容詞形は、英語だけの特徴ではない。この特徴は少なくともゲルマン系言語に共通した特徴である。その根拠となるのはゴート語である。ゴート語はゲルマン系最古の言語であるが、この言語にも分詞が形容詞化（正確には現在分詞及び過去分詞の形容詞変化）が存在する。また、北ゲルマン語の古アイスランド語にも分詞が形容詞化するし、古英語も分詞が形容詞化するからである。実は、現代英文法は、本来はゲルマン系言語であるにも関わらず、その文法構成はラテン語をベースに発展させてきたものである。そのため、ゲルマン系は通常は現在時制と過去時制の2時制しか存在しない²⁾ のに、法助動詞“will”と裸不定詞(bare infinitive)を組み合わせで独自の「未来時制」という「第三の時制」を発達させてしまったのである。実際、日本で発売されている学習参考書を手にするといまだに英語の基本時制として現在時制と過去時制のほかに「未来時制」としているものは少なくない。さらに言えば、実は現代英語の語彙は本来語である古英語だけでなく、ラテン語やギリシャ語からの借入語も多い。具体例を挙げると、我々が日常でよく使用しているリズム(rhythm)、コーラス(chorus)、テクニック(technique)、キリスト教のキリスト(Christ)はいずれもギリシャ語起源である。そのため、我々教師が生徒から「どうして英語にはこんなにいろいろなつづりがあるの？」とか「英語の綴りが覚えにくい」と質問や言われた場合でもその理由をきちんと説明出来るに越したことはない。しかし、いざこのようなことを学ぼうと思っても、なかなか何から手を付けたらよいかわからないため、概説書を購入し、学習するのが一般的だろう。しかし、学習指導においてActive Learningが話題になり、導入されている現在、教師の方も簡易的な書籍に頼るだけでなく、一度は能動的に古典語を体験しておくべきだろう。誤解のないよ

うに述べておくが、古典語を完全に習得することは容易ではないし、その時間を捻出するのは難しい。筆者が言いたいのはそうではなく、なんとなく概説書を読んでも、(その著者の書き方もあると思うが)実際にはよくわからないことも少なくないし、書かれている本の中にも誤解がない訳ではない。そのため、本当にそこに書かれていることを理解しようとする場合は、実際に体験学習してたほうが早く理解も深まる。

そこで本稿では古英語・中英語・ギリシャ語・ラテン語・古アイスランド語・ゴート語・古フリジア語の6言語(古英語・中英語は共に英語なので1言語と数える)の学習についての簡単な紹介をしていくことにする。なお、近代英語を扱わなかったのは、近代英語は欽定英訳聖書やシェークスピアもそうだが、語彙・文法共に現代英語と類似しており、それほど困難なものではないからである。そのため、敢えてここには含めなかった。また、今回提示する内容はあくまでも初級レベルのものであり、専門の見地のものではなく、一般教養的なものである。また、ここで取り上げる書籍は包括的なものではなく、筆者がこれまでに実際に使用して非常にわかりやすかったものに限定している。そのため、「専門的ではない」「他にももっと重要文献がある」等の意見があるかとは思われるが、今回は専門家用ではなく、一般的に自学自習できる文献を主として挙げたことを予め断っておく。

2. 古英語

古英語の文献には日本でもこれまでに様々な書籍が出版されている。しかし、上記で述べたように、ここでそのすべての文献を扱わずに、筆者がこれまで利用してきた中で、自学自習に向くものだけをセレクトした。以下がその内容である。

2・1 テキスト

- (1) 市河三喜・松浪有著『古英語・中英語初歩』研究社, 1986
- (2) Henry Sweet/Norman Davis “Anglo-Saxon Primer” Oxford, 1982
- (3) Samuel Moore/T・A・Knott/James R Hulbert “The Elements of Old English” Wipf and Stock, 2008

最初の『古英語・中英語初歩』は日本で最初のテキスト型書籍であった市河三喜の『古代中世英語初歩』を

高弟である松浪有氏が改訂増補したものであり、定番の書籍である。この本は古英語・中英語について非常にコンパクトにまとまっている。そのため、専門的ではないものの、本稿のように初心者や初級レベルのものであれば、非常にわかりやすく便利である。ただし、この本文で扱われているテキストはやや注が少なく使用しにくい点もある。できれば、本書を参照しながら別のテキストを使用することをお勧めする。

二冊目の“Anglo-Saxon Primer”も古英語の初心者には定番である。ページ数も144ページと比較的薄めであるにも関わらず、発音、文法、グロッサリーが充実している。これ一冊で大まかな古英語の概要を知ることが可能である。

三冊目の“The Elements of Old English”は通常のElementary GrammarとReference Grammarの2部構成になっている。Elementary Grammarとそこに掲載されているReadingだけでも十分だが、やはり、細かいところになるとReference Grammarのパートを見る必要が出てくる。本書では聖書とApollonius of TyreのReadingが中心となっており、注もついているので、独学用に向いている。もっとも、この本は余裕があればとり組むべきで、ガイドラインを知りたいのであれば、上記2冊だけでも問題ない。

2・2 読本

小島謙一著『アングロサクソン聖者伝』大学書林, 1992

本書は日本で数少ない古英語文献の対訳本の一冊である。左に古英語、右に日本語訳が付いており、いずれの下にも細かい注がついている。また、巻末にも細かいグロッサリーがついているので、『古英語・中英語初歩』及び“Anglo-Saxon Primer”を終了したら、この本を読んでもみることをお勧めする。ただし、この巻末の語彙集は必ずしもすべての語彙が掲載されていないので、この本を読む場合は以下の辞書を購入することをお勧めする。

2・3 辞書

J. R. Clark Hall “A Concise Anglo-Saxon Dictionary”
University of Toronto, 1984

古英語に関する辞書はこのほかにも何冊かあるが、初心者が使用する上ではこの辞書がコンパクトであり、値

段も妥当である。日本でも読本で上げた同著者・同出版社の『古英語辞典』が発売されており、内容もわかりやすいが、価格が消費税別で6万円と高価であることから、一般人が購入するにはお勧めできない。本書はアマゾンでも購入が可能であり、値段も4千円程度の大学書林の15分の1の値段で購入できるので、古英語に触れてみたいという人にはこちらがお勧めである。

3. 中英語

3・1 テキスト

市河三喜・松浪有著『古英語・中英語初歩』研究社, 1986

中英語に関しての文法的なことに関しては（専門的に研究するのでなければ）この本1冊だけで充分である。ただし、本書についているテキストや語彙集は簡潔すぎるので、できれば以下に上げる読本とグロッサリーを購入することをお勧めする。

3・2 読本

塩見知之編訳注、ジェフリー・チョーサー著『公爵夫人の書』大学書林, 1986

本書はジェフリー・チョーサーの『カンタベリー物語』の中の「公爵夫人の書」の箇所を対訳形式にしたものである。左側に中英語、右側に日本語で脚注を施してある。巻末にもグロッサリーがあり、非常にわかりやすく作られている。ただし、グロッサリーには抜けている箇所も何箇所かあるため、以下に挙げるグロッサリーを購入しておくことをお勧めする。

3・3 グロッサリー

Norman Davis “A Chaucer Glossary” Oxford, 1979

本書はチョーサーの作品で使用された語彙(グロス)をまとめたものである。辞書と銘打っていないのは本書があくまでもチョーサーの作品で使用された単語だけを扱っているからである。内容的には、語彙の配列・説明・例文・引用箇所等辞書と呼んでも差し支えないものである。これを使用すれば、上記の書籍の内容は

非常にわかりやすくなる。ただし、本書はあくまでも
 チョーサーがメインであるため、他の中英語の文献を
 読む時には必ずしも十分とは言えない。

4. ギリシャ語

4・1 テキスト

- (1) 野口誠著『聖書ギリシャ語四週間』いのちのことば社, 1992
- (2) 玉川直重著・土岐健治監修『改訂新版新約聖書ギリシャ語独習』キリスト新聞社, 2013

一冊目は初めて聖書ギリシャ語学習の完全な初心者を対象に書かれた本である。この本はアルファベットの読み方も含め非常に丁寧に書かれているため、とても読みやすく、無理をせず四週間で読み切れるようになっている。ギリシャ語を何から手を付けてよいのかわからない人には入門書として最適である。また、かつてギリシャ語を勉強した経験があっても、長いこと学習していなかった人にも再復習をする上で最適の書である。

二冊目は玉川直重氏によって昭和 8 年に出版され、その後友愛書房を経て、現在はキリスト新聞社から出版されている。この本は先述した書籍よりは大幅程度が高いものの、やはり懇切丁寧な説明にはなっている。ただし、問題は練習問題で、模範解答がついていない。そのため、独学で練習問題を解いた場合、それが果たして正しいのか否か自信が持てないところがある。しかし、純粋に聖書ギリシャ語の読解を目指すのであれば、本書は最適である。なお、本書は二部構成になっており、第一部は文法、第二部はヨハネ第一の手紙全文を載せ訳出と文法に関する詳細な説明となっている。第 2 部もかなり丁寧な説明になっているため、独学でも十分読みこなせるが、不安な人は第一部の文法編だけでも学習する価値はある。

4・2 辞書

- (1) 岩隈直著『新約聖書ギリシャ語辞典』教文館, 2008
- (2) 岩隈直監修『新約聖書ギリシャ語逆引き辞典』教文館, 2012
- (3) 玉川直重著・田主忠信監修『新約聖書ギリシャ語辞典』キリスト新聞社, 2012
- (4) 田主忠信著『新約聖書ギリシャ語逆引き辞典』キリ

スト新聞社, 2000

最初の一冊は新約聖書ギリシャ語全部の対訳版を刊行したことで有名な岩隈直氏の辞書である。この辞書はそれまでの辞書とは異なり、様々な用法や学説に関する記述がある。そのため、全くの初心者でもこの辞書を使用すれば基本的な聖書ギリシャ語についての理解を得ることはできる。もっとも、ギリシャ語は現代英語とは異なり母音変化や語尾変化が非常に激しい言語でもある。そのため、母音変化や語尾変化をきちんと理解しないまま本書を使用するのはかなり難しい。このことは岩隈氏も十分理解しており、そのため各語彙の形から元の語形を理解でき、しかもその語彙の性・数・格・人称・法等が理解できる必要があるとの考えから、二冊目の逆引き辞典が作成された。この辞典を使用することで、該当箇所のページを見つけるのが非常に楽になる。もちろん、逆引き辞典を使用せずに辞書を引けるのが理想ではあるが、そこまで行くのは少なくとも中級以上の実力を必要とし、初心者にはとても不可能である。

三冊目はテキストの箇所でも取り上げた玉川直重氏の辞書である。今回挙げたこの辞書は田主氏による改訂も入っている。そのため、前回の誤植も直されており、しかも見やすくなっている。この辞書の出版当初は岩隈氏と異なり、逆引き辞典が作成されていなかった。正確に言うなら、岩隈氏も辞典出版後数年してから逆引き辞典が出版されている。だが、この辞書は長いこと逆引き辞典が出版されず、出版されたのは著者の死後 21 年たってからである。そのため、この辞書は岩隈氏のギリシャ語辞典とは異なる視点を必要な場合、更なる説明が欲しい場合、あるいは岩隈氏の辞書の次のステップ段階として利用・購入されていた。ところが、2000 年に田主氏がこの辞典を生かすために作成し、出版したのが四冊目の逆引き辞典である。この辞典も玉川氏の辞書を最大限に生かすように作られており、非常に便利である。

なお、聖書ギリシャ語初心者は上記四冊のうち、どちらか二種類(岩隈版か玉川・田主版)を購入すれば問題ないが、筆者としては岩隈版をお勧めする。その理由は値段である。アマゾンでは岩隈氏の『新約聖書ギリシャ語辞典』は 16000 円からとなっているが、実際には教文館でオンデマンド版を依頼すると、その半分の 8000 円で購入できる。逆引き辞典はアマゾンでも正規に購入でき、6480 円である。合計で 15000 円程度である。これに対し、玉川・田主版は正規商品だが、やや高く約 13000 円する。また、逆引き辞典はアマゾンで 16000 円と非常に高価である。つまり、玉川版は 2 冊で約 30000 円と岩隈版の 2

倍の価格である。もちろん玉川・田主版の内容も岩隈版と比較し決して劣ってはならず、優れた面もあるのは確かである。しかし、本格的に聖書ギリシャ語を研究するのでなく、聖書ギリシャ語を理解するためだけであれば、岩隈版だけでも十分であると考えられる。

5. ラテン語

5.1 テキスト

- (1) 樋口勝彦・藤井昇著『詳解ラテン文法』研究社, 2008
- (2) 足立昭七郎著『増補訂正聖書のラテン語—創世記・出エジプト記・四福音書を中心に』, 熊本出版文化会館, 2014

一冊目はラテン語文法書である。非常にコンパクトにまとまっており、読みやすい。さらに、この本には付録として独立した変化表がついている。そのため、ラテン語の文章を読むときはその変化表を手元に置いて確認しやすい。正直、この変化表のためだけでも購入する価値はあると筆者は考えている。ただし、この本にも問題はあ。それは練習問題である。この類の書籍にはよくあることだが、練習問題はあるものの、模範解答がついていない。そのため、独学で練習問題を解いた場合は解答が不明のままになってしまう場合がある。そのため本書を利用する場合は、練習問題は抜き、文法的理解のために使用するべきである。また、本書は非常に簡潔に書かれすぎているため、細かい文法的なものはあまり載っていない。そのため詳細な文法を知りたい人はそれなりの書籍を購入する必要があるが、とりあえずラテン語文法の概要を知りたいという人には本書だけで充分である。

二冊目は、ラテン語訳聖書を中心とした書籍である。本書は、先述した『詳解ラテン文法』程度で読めるのかと考える人もいるだろうが、その点は大丈夫である。この本はタイトルにあるように創世記・出エジプト記・四福音書を中心に扱っているが、非常に細かく分析されており、解説は懇切丁寧である。そのため、『詳解ラテン文法』を片手に持ち、変化表を対照させれば非常によくわかる。なお、この著者はもともと我々と同じ英語教員である。そのため、この本の著者は学習者がどのようなところで躓くかをよく理解しているため、非常にわかりやすい説明となっている。

5.2 辞書

水谷智弘編『改訂版羅和辞典』研究社, 2009

この本は日本で最初に同社から出版された田中秀央氏の『羅和辞典』の全面改訂版である。従来、田中氏の羅和辞典しかなかった場合は、その労力はわかるものの、用例語法的説明、さらに出典等の特徴が掴みにくかった。今回は語義・例文も豊富で、しかもわかりやすい。値段的には6000円台ではあるものの、この種の出版物としては決して高くはない。確かに、ラテン語を専門とするのであれば、洋書のラテン語辞典等も必要になるが、ラテン語の基本を身につけるのであれば、辞書はこの1冊で申し分ない。お勧めの辞書である。なお、ラテン語には古典ラテン語や動物学や植物学等を扱った各種辞典が存在するが、いずれも数万円の費用がかかるため、本格的な研究をする人を除けば購入する必要はない。

6. 古アイスランド語

テキスト

下宮忠雄・金子貞夫著『古アイスランド語入門』大学書林, 2006

本書は古アイスランド語の言語的特徴を簡潔明快に説明した書籍である。本書は筆者が既に古英語の箇所まで上げた市河三喜・松浪有の『古英語・中英語初歩』の初版である市河三喜の『古代中世英語初歩』の基本概念をベースにした古アイスランド語版テキストである。英語史的に言えば、現代英語で古アイスランド語の前身の古ノルド後由来のものは多い。堀田隆一氏の「英語史ブログ」には“*Icelandic and English*”という授業用のPDF³⁾に「すべて北欧語単語で構成された英文」として、“*Though they are both weak fellows, she gives them gifts.*”が記載されている。このことから、英語教師として現代英語と関係の深い古アイスランド語を学習するのも非常に意義深い。しかし、残念ながら日本では古アイスランド語に関して扱っている書籍は上記に上げた1冊しかない。古アイスランド語に関する日本語辞書も残念ながら現時点では発売されていない。だが、本書は非常にコンパクトながらも、先に述べたように簡潔明快であること、また練習問題も古アイスランド語と日本語との対訳という形をとっているため、独習者でも答えがわからな

いということはない。しかもサガの中でも代表的な巫女の書の全文を掲載し、対訳脚注という形式をとっているため、初心者が古アイスランド語を学ぶ上では最適だと考える。辞書に関しては出版年は1922年と古いが、OxfordからG・T・ZoegaのConcise Dictionary of Old Icelandicがよく利用されていた。「されていた」と書いたのは、現在この本は新本では購入できず古書でしか購入できないからである。確かにこの本があれば、非常に便利ではある。しかし、新本で購入できないこと、また古書も店による値段設定の落差が激しいことから、本格的に古アイスランド語を学習するのでなければ購入する必要はないが、興味を持って学習する場合はこの辞書は購入しておくべきである。

7. ゴート語

7・1 テキスト

千種眞一著『ゴート語の聖書』大学書林, 1989

本書はゲルマン語最古と言われるゴート語について扱ったテキストである。一般的に英語教員に「ゴート語なんて知らないのでは？」と考えられるが、その点に関しては否定しがたい。確かに現代英文法を考える時に、英語の規則変化、不規則変化、分詞形容詞、時制についての問題は古英語だけ知っているだけでもある程度は理解できるようになるが、同時に、そのような変化は英語だけの特徴ではないということまで発展させて考えることができるかと言えば答えはNoである。というのも、英語教師の中にも「オーストリアの人って英語を含めて2、3か国語話せる人が結構いるんだって。すごいよね。」と生徒の前で話す人がいるからである。筆者から言わせればインドヨーロッパ系(特にヨーロッパ系)の言語話者は言語体系が非常に英語に類似しているため、日本人と比較して英語習得が早い。しかも、中にはほぼ同族言語で、第三者からみれば方言的な言語もある。筆者のイスタンブール工科大学の同僚でトルコ人の男性の先生はスペイン語を話すことができる。彼に言わせると、スペイン語を話せるだけで、イタリア、ポルトガルも十分やっつけられるし、フランスも何とかかなるとのことであった。ここで気が付いた方もおられるかもしれないが、スペイン、イタリア、ポルトガル、フランスは全てロマンス語系の同族言語である。しかも、このトルコ人の先生は英語もできるが、彼に言わせれば、英語の語彙もスペイン語に似て

いると言っているが、それも当然である。英語はノルマン・コンクエストの影響でその語彙にノルマン語、すなわち現在のフランス語の前身の言語が流入してきているからである。そのため、ヨーロッパ系の言語話者が英語を話すのと全くの異言語である日本語話者が英語を話すのでは状況が異なる。

ではなぜゴート語か。先にも述べたように英語の歴史を知るには古英語だけで、ある程度は十分である。しかし、やはりそれだけではそれが果たして英語だけの特徴と言えるのか、あるいは英語を含めたゲルマン語の特徴か否かがわからない。そこで古英語とゲルマン系最古のゴート語を比較することで、より英語の特徴をはっきりさせること、同時に、他のゲルマン系言語話者がなぜ英語を習得しやすいのかを根本的に理解することができるようになり、ひいては、先のような「どこの国の人はすごいよね」という安易な発言をしなくなる(というよりはできなくなる)ためにも必要であると考えからである。そのためにも、一度ゴート語を学んでおく価値はあると私見では考えている。

ただし、本書にも欠点はある。その理由は、本書はもともと現代英語しか知らない人を相手にしていない。すなわち、現代ドイツ語や古英語や古アイスランド語といった何らかのゲルマン系の言語を学んだ経験者を対象にしている。そのため、そういった言語でのある程度の基本的知識を全く持たないで、本書に取り組んだ場合はおそらく全く理解できないものと思われる。さらに、本書はゴート語の対訳が日本語ではなく、ギリシャ語が扱われているため、ギリシャ語もわからず、ゲルマン系言語に関する基本的知識のないものは全く歯が立たない。もしも、ゴート語に取り組もうと思った場合は、筆者が既に述べた古英語やギリシャ語に関する文献を通した後で取り組むことをお勧めする。

なお、ゴート語で扱われている文章は全て新約聖書のため、訳に関しては日本語の聖書を参照しながら取り組むと非常にわかりやすい。

7・2 辞書

千種眞一著『ゴート語辞典』大学書林, 1997

本書は先述した『ゴート語の聖書』にの著者よって編纂された辞書である。この辞書は各語彙の格変化や、その語や例文が聖書のどこの箇所で使用されているかといった出典が細かく記載されている。また、該当する変化形が見当たらない時は日本語から該当するゴート語を確

認し、利用者が想定している語と同じかどうかを確認することができる。さらに、付属のギリシャ語に関するグロッサリーもついているため、ギリシャ語からゴート語を検索できるようになっている。しかし、筆者の意見としてはこのギリシャ語からの検索は特に必要とは思われない。理由は、このギリシャ語が原形しか記載されていないからである。そのため、この辞書を片手にギリシャ語原文を読むことはできない。敢えて言うならば、ギリシャ語を知っている人が「このギリシャ語をゴート語ではなんというのか」と疑問に思った場合に使用できるといぐらいだろう。実際、筆者が使用した感じでは日本語からゴート語を検索するのは語彙を確認する上で有効であったが、ギリシャ語からゴート語検索はあまり使用していない。それよりも筆者がこの辞書に必要だと考えるのは名詞、形容詞及び動詞に関する語形変化表だろう。特に初級者は語形変化になれるのが大変だし、中級でも時に語形を確認する上で変化表は必要であると考え。もっとも、本書の一番の難点は値段設定である。本書は新書で買うと 30000 円以上する。そのため、本来ならこの辞書を利用すれば上記『ゴート語の聖書』の理解も早くなるのは間違いないが、やはり値段的に躊躇してしまう。もっとも、最近ではこの辞書は古書店で状態もよく、半額以下で購入できるので、興味のある人は古書で購入することをお勧めする。

8. 古フリジア語

テキスト

Rolf H. Jr. Bremmer “An Introduction to Old Frisian: History, Grammar, Reader, Glossary” John Benjamins Pub Co, 2009

本書はオランダのフリースランド州及びドイツの北海にまたがるフリースランドで使用されている言語である。もともとは英語に一番近い言語であるとされていたが、英語がノルマン・コンクエストの影響をうけ、フリジア語がオランダ語の影響を受けたため、現在両者の間は著しく離れてしまった。しかし、本書を一読し、また既に筆者が取りあげた古英語関連の書籍を見れば、古英語と古フリジア語が驚くほど似ており、全くの言語学的知識がなければほぼ同一言語としか判断できないものと考えられる。本書には詳しい文法と読み物、そしてグロッサリーもあるので、古英語を学習した後で、取り組むと古英語

と古フリジア語についてその共通点について認識できるようになる。現代フリジア語に関しては大学書林から文法書、フリジア語日本語辞典及び日本語フリジア語辞典の非常に優れた書籍が出版されているが、今回の趣旨とは異なるため、ここでは言及しない。さらに、フリジア語文法とフリジア語辞典に関しては、以前筆者が書評⁴⁾を発表しているので、興味のある方はそちらを参照されたい。辞書に関しては Drick Boutaken と Sjoerd Michel Siebenga の共著による Old Frisian Etymological Dictionary が 2005 年に Brill Academic Pub. Co. から出版されているが、タイトルからわかるようにこの辞書は語源辞典であること、単価もアマゾンで新本で 39000 円、中古でも 37000 円と高価であるため、一般向きではない。なお日本語による古フリジア語の辞書を含むは出版物はこれまでのところない。

9. まとめ

以上多岐にわたって、様々な言語の書籍を紹介してきた。人によっては、「古典語なんか労多くして益少ないからやるだけ無駄だ」とか「そんな時間がない。そんな時間があれば概説書だけで十分」という人もいるだろう。たしかに、古典語学習は時間がかかるし、大変なところもある。しかし、概論書だけで全てを理解した気になるのは危険であるし、時には概論書自体にも間違いや勘違いがないとも限らない。そういった点でも自らその記述が正しいか否かを判断できるようになるためにも初級レベルの古典語を学習する意味はあるものと考えられる。さらに言えば、古典語は通常の言語学習が Reading、Listening、Speaking、Writing といった四技能を習得する必要があるのに対し、古典語学習の場合は、四技能の中の Reading という一部にだけ特化して学習することができるという長所もある。そのため、時間をかけてマイペースに学習すればだれでもある程度理解することは可能であると筆者は考えている。中でも、今回紹介した各古典語で取り扱っている内容の多くは聖書に関するものである。英語をはじめとするヨーロッパ圏はキリスト教が圧倒的に多いこと、また英語を理解する上では、その背景となっているキリスト教を理解する必要があること、さらには古典語学習する場合に対比しながら学習できる教材は聖書以外にないことから、必然的に聖書に関するものが多くなる。そのため、意図的に筆者が聖書以外の素材を扱わなかったということではないことも断っておく。

最後になるが、既に述べたように英語教師の中には中学時代から英語が得意であったために、正直、英語の苦手な生徒の気持ちを理解できないものも少なくない。そのようなものは古典語を学習することにより、英語が苦手な生徒の気持ちを理解することができるようになるし、そのためにはどのように理解させるべきか、あるいは向き合っていくべきなのかを再認識する機会にもなるだろう。なお、今回は筆者がこれまでに学習経験のある古典語に限定したが、人によっては古高ドイツ語や中高ドイツ語、古フランス語、古プロバンス語等を勉強した経験のある人もいるだろう。そのような経験がある方々からは、今回ここで扱われていないのは不満に思われるかもしれないが、あくまでも筆者個人の体験に基づくものなのでご容赦いただければ幸いである。先生方の中には「時間がない」「やるだけ無駄」という姿勢はどこか最初から勉強が苦手な逃げている生徒たちと同じような態度であるように感じてしまうのは筆者だけであろうか。今後の英語教師としての幅や理解度を深めるためにも、ぜひ多くの先生方に古典語学習に挑戦していただきたいと考えている次第である。

注記

注1) 鈴木 聡:「教材研究をするための英語史と第二外国語の知識の重要性について—good(well) -better-best と bad(ill)-worse-worst を例にして」『鳥羽商船高等専門学校紀要』第37号,pp65-72, 2015

注2) 安藤貞夫:『現代英文法講義』にも「英語には時制は二種類しかない。すなわち、現在時制 (Present Tense) と過去時制 (Past Tense) —より厳密には、非過去(non-past) と過去(past) —の二つである。」(p68)とある。この著書の中でも触れているが、安藤は古英語をはじめとする古典語にも造詣が深い。

注3) 堀田隆一: <http://user.keio.ac.jp/~rhotta/hellog/2010-04-20-1.html>

注4) 鈴木 聡:「児玉仁士著『フリジア語文法』と『フリジア語辞典』」『鳥羽商船高等専門学校紀要』第27号, pp71-72, 2005

参考文献

- 1) 安藤貞夫:『現代英文法講義』, 2005, 開拓社
- 2) 堀田隆一: 英語史ブ
ログ, <http://user.keio.ac.jp/~rhotta/hellog/2010-04-20-1.html>

研究活動記録

2016年10月1日から2017年9月30日までに発表した研究活動記録

- 〔著〕 著書(翻訳書を含む)
- 〔論〕 論文(研究報告・総説・報告・解説を含む)
- 〔学〕 学会発表(学会及び講習会にかかる概要・要旨・予稿集を含む)
- 〔外〕 学外各種委員会研究(研究会にかかる概要・要旨・予稿集を含む)

校長

林 祐司

〔論〕 國本志帆, 林祐司: 日本の海洋観測・探査のための調査船等の運航ネットワーク, 日本航海学会論文集, Vol.136, pp25-32, 2017.7

商船学科

石田 邦光

〔著〕 商船高専キャリア教育研究会, はじめての船しごと, 海文堂出版, 平成 29 年 7 月

瀬田 広明

〔著〕 航海コース教員: 航海学概論, 成山堂書店, 2017.

〔論〕 瀬田広明: 伊勢志摩サミット開催時における伊勢湾の海上交通実態, 日本航海学会誌「Navigation」, 第 198 号, pp.45~48, 2016.10

〔論〕 Masaya YUKIHIRA, Kohei MAEHATA, Mitsuhiro Kota, Takeru WATANABE, Hiroaki SETA : How On-board Training with the Japan Agency of Maritime Education and Training for Seafarers Affects the Occupational Awareness of 2nd Grade Students of KOSEN (NIT) of Merchant Ships, Proceedings of Asia Navigation Conference 2016, pp.72~75, 2016.11

〔学〕 川又一哉、外山茂浩、池田富士雄、瀬田広明: 生体信号を用いた小型船舶操船時の疲労評価に関する基礎研究, 電気学会東京支部新潟支所研究発表会, 2016.11

〔学〕 羽龍友紘, 外山茂浩, 上村健二, 池田富士雄, 瀬田広明: 日本機械学会スポーツ工学・ヒューマンダイナミクス講演論文集, 2016.11

〔学〕 行平真也, 岩本敏彦, 岸拓真, 瀬田広明: 商船高専研究者ネットワークを活用した商船学科入学者の職業意識の評価, 国立高等専門学校機構第4ブロック研究推進シンポジウム, 2017.2

〔学〕瀬田広明, 鈴木良介, Yurtoren Cemil : 世界における VTS の現況調査、日本航海学会海上交通工学研究会, 2017.3

〔外〕瀬田広明、他 15 名 : 四日市港霞ヶ浦地区への大型船受入れに係る航行安全に関する調査研究、伊勢湾海難防止協会, 報告書, 635pp. , 2017.1

〔外〕瀬田広明、他 27 名 : 伊勢湾等における管制一元化等に係る調査研究、伊勢湾海難防止協会, 報告書, 1074pp. , 2017.3

鈴木 治

〔論〕大見 航也, 今井 康之, 山野 武彦, 鈴木 治、船上又は陸上での運航管理のための機関運転データの利用方法に関する研究、日本航海学会論文集、136 巻、p.107-112、2017

電子機械工学科

増山 裕之

〔論〕矩形音源による反射点位置探索－送受信に異なる音源要素を適用することによる影響－, 超音波 TECHNO, 29, 1, 88-92, 2017

制御情報工学科

坂牧 孝規

〔論〕土井根礼音、坂牧孝規、瀬田広明、本間章彦、操船シミュレータの動画像が生体の立位姿勢動揺に与える影響に関する研究、日本航海学会論文誌、136、121-127、2017

〔論〕土井根礼音、坂牧孝規、瀬田広明、本間章彦、表面筋電図を用いた小型船舶動揺に対する乗船者の姿勢制御動作の解析、日本航海学会論文誌、136、128-134、2017

〔学〕坂牧孝規、土井根礼音、小川伸夫、瀬田広明、林浩一、本間章彦、三井和幸、船舶動揺を模擬する簡易型動揺装置を用いた生体の立位姿勢動揺の解析、LIFE2017 講演要旨集、241-242、2017

溝口 卓哉

〔論〕Takuya Mizoguchi, Minoru Biyajima, Naomichi Suzuki, Analyses of whole transverse momentum distributions in pp and pp collisions by using a modified version of Hagedorn's formula, Int. J. Mod. Phys. A32 (2017) no.11, 1750057 [14 pages] (2017)

〔学〕溝口卓哉, 美谷島實, LHC での多重度分布と重み付き確率分布による解析, 日本物理学会 2017 年秋季大会(於:宇都宮大学), 2017 年 9 月

専攻科

今井 康之

〔論〕大見 航也, 今井 康之, 山野 武彦, 鈴木 治、船上又は陸上での運航管理のため

の機関運転データの利用方法に関する研究、日本航海学会論文集、136 巻、p. 107-112、
2017

〔学〕谷水秀徳, 瀬田広明, 今井康之, 齋心俊憲、ドローンを用いた操船支援システムの有効性検証、第 23 回高専シンポジウム

〔学〕島成斗, 瀬田広明, 今井康之、視点位置の違いによる操船結果の比較、第 23 回高専シンポジウム

〔学〕今井康之, 大見航也, 山野武彦, 大野伸良、練習船「鳥羽丸」における機関データの解析を利用した航海計画の立案支援、日本マリンエンジニアリング学会第 86 回学術講演会

一般教育科

三重野 雄太郎

〔論〕三重野雄太郎：着床前診断の法規制をめぐるドイツ・オーストリア・スイスの近時の動向, 生命倫理, 28, 96~104, 2017.9

〔学〕三重野雄太郎：着床前診断の法規制をめぐるドイツ・オーストリア・スイスの近時の動向, 第 28 回日本生命倫理学会年次大会, 2016

鈴木 聡

〔論〕「写真で見る和英辞典の歴史：三省堂新クラウン和英辞典の場合」『鳥羽商船高等専門学校紀要』(39), 9-15,

〔論〕「旧制高等商業学校教授についての一考察：竹原常太、細江逸記、濱林生之助及び河村重治郎を例にして」『鳥羽商船高等専門学校紀要』(39), 17-23,

〔論〕「臨時教員養成所卒業生の動向に関する一考察：東京高等師範学校と東京第一臨時教員養成所英語科卒業生を対比して」『鳥羽商船高等専門学校紀要』(39), 25-31,

〔論〕「書評 外山敏雄著『日本の英語教育を彩った人たち：明治から昭和まで』」

『鳥羽商船高等専門学校紀要』(39), 39-46,

〔論〕「和蘭字彙が和英辞書をはじめとする諸外国語辞書作成に与えた影響に関する一考察」鳥羽商船高等専門学校紀要 (39), 91-94

〔論〕「人として考えよう」『京都新聞』2017年7月11日号

鳥羽商船高等専門学校紀要 第40号

平成30年3月31日発行

編集
発行 鳥羽商船高等専門学校
三重県鳥羽市池上町1番1号
電話(0599)25-8015

ANNUAL REPORTS
OF
TOBA NATIONAL COLLEGE MARITIME TECHNOLOGY

No.40

March 2018

CONTENTS

Meaning of “describe” in Article 66(1) of Pharmaceutical Affairs Act	Yutaro MIENO	1
Is tattooing a medical practice?	Yutaro MIENO	9
Warning Points on introducing of English 4 Skills Entrance Examination in Japan	Satoshi SUZUKI	17
An Introduction to study Classical Foreign Languages for the Japanese English Teachers’	Satoshi SUZUKI	23
A List of Research Activities			31